

令和 7 年度
自 己 点 検 評 価 書
〔日本高等教育評価機構 機関別認証評価様式〕

令和 8 (2026) 年 9 月
富山国際大学

目 次

目 次	1
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的	7
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映	7
基準 2. 内部質保証	10
2-1. 内部質保証の組織体制	10
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価	10
2-3. 内部質保証の機能性	14
3-1. 学生の受入れ	16
3-2. 学修支援	20
3-3. キャリア支援	22
3-5. 学修環境の整備	27
基準 4. 教育課程	31
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	31
4-2. 教育課程及び教授方法	34
4-3. 学修成果の把握・評価	41
基準 5. 教員・職員	44
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	44
5-2. 教員の配置	45
5-3. 教員・職員の研修・職能開発	47
5-4. 研究支援	48
基準 6. 経営・管理と財務	50
6-1. 経営の規律と誠実性	50
6-2. 理事会の機能	51
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	52
6-4. 財務基盤と収支	53
6-5. 会計	55
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	57
基準 A. 地域社会への貢献	57
V. 特記事項	62
VI. 法令等の遵守状況一覧（R8 認証評価指定自己点検評価報告書様式）	63

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 学園の建学の精神

学校法人富山国際学園の前身である学校法人富山女子短期大学は、昭和 38(1963)年に設立され、同年 4 月に「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を備えた女性の育成を目的として富山女子短期大学を開学した。地元教育界・産業界・官界をはじめ富山県民あがての支援と期待の中で、富山の子女を主な対象とした県内初の私学による高等教育を開始した。その後、同法人は、富山女子短期大学の学科増設により教育の充実を図りながら、付属高等学校と付属幼稚園を併置し、地元富山の明日を担う人材育成に取り組んできた。これらの教育実績を基盤に、平成 2(1990)年に富山国際大学(以下、「本学」という。)を開学し、学校法人富山国際学園(以下、「富山国際学園」という。)に名称変更した。

富山国際学園は、本学、富山短期大学(平成 12(2000)年に富山女子短期大学から名称変更・男女共学に移行)、富山国際大学付属高等学校(平成 4(1992)年に富山女子短期大学付属高等学校から名称変更・男女共学に移行)、富山短期大学付属みどり野幼稚園(平成 12(2000)年に富山女子短期大学付属みどり野幼稚園から名称変更)の 4 教育機関に加え、平成 16(2004)年に設立された社会福祉法人富山国際学園福祉会にながわ保育園、同西田地方保育園とも連携し、幼児期から青年期まで地域の教育・保育を担う県内随一の私立総合学園となっている。

富山国際学園の建学の精神は、前身の富山女子短期大学の「高い知性と広い教養、健全にして豊かな個性」を踏襲し、学園が求め育むべき人間像を掲げ、人材育成の根底に据えている。「知性」は、物事を考え、理解し、判断する能力を表し、人間と他の動物とを区別する最も重要な属性である。「教養」は、人間が持つべき知識・常識と自然や文化への幅広い造詣を表し、社会で活躍するための知的基盤となる。「個性」は、他の人とは違う、その個人にしかない性格・性質を表し、個人の社会的自立を支える。その意味で、「高い知性」「広い教養」「健全で豊かな個性」は、人間が人間らしさを発揮し、社会の中で生きていくために備えるべき重要な属性である。

また、富山女子短期大学の開学式典(昭和 39(1964)年)に合わせて制定された校歌には、「清らかなる知性」や「誠あるところ」を謳い、今日に至るまで学園の教育機関共通の校歌となっている。

2. 大学の基本理念、使命・目的、教育理念・目標

本学の設立準備過程において、「地球規模で考え、地域に根ざして行動すべき時代にあって、世界のいかなる人々とも友好関係を結びうる人間を育てる」ことが必要であるとして、「世界の国々の違ったものが違ったままで共存できる原理」や「人間・自然環境などが共生する社会の原理」を探究し、学ぶ場の創造が掲げられた。そして、立山連峰を眼前に望む富山市東南部の丘陵地に、世界の国々との共存や自然との共生にふさわしい学びの空間として、自然と建物が一体となった低層・分棟の建築様式のキャンパス(現「東黒牧キャンパス」)が構想された。

こうした構想の下、国際社会と地域社会への貢献を目指して、時代の潮流に対応できる人材を育成し、世界や地域に開かれた大学として、人文学部(国際文化学科(100人)、社会学科(100人)の 2 学科構成)を有する本学が平成 2(1990)年に開学した。

平成 12(2000)年には、人文学部を人文社会学部に改組するとともに、新たに地域学部を設置し、2 学部体制に移行した。さらに、平成 16(2004)年には、人文社会学部を国際教養学部に移行した。しかしながら、少子化に伴う入学者の減少により、収容定員の充足率が 100%を割る状態が続き、平成 19(2007)年度には 2 学部を合わせて 59%にまで落ち込んだ。

こうした状況を受け、平成 20(2008)年には、時代の要請や社会のニーズに対応して、実学をよ

り重視した教育への転換を図るため、両学部を統合・再編し現代社会学部として再構築した。同時に、「少子高齢化」時代における地域課題の解決に取り組む人材の育成を通し地域社会に貢献することを目的として、新たに子ども育成学部の設置を計画し、平成 20(2008)年 10 月に設置認可を受けた。これにより、地域学部と国際教養学部は平成 20(2008)年 4 月に募集を停止し、平成 21(2009)年 4 月から現代社会学部(120 人「東黒牧キャンパス」)と子ども育成学部(80 人「呉羽キャンパス」)の 2 学部体制に移行した。

このように、本学は、開学以来、大学をめぐる状況や社会のニーズの変化に応じて学部の改組・改編を行ってきた。この間、「時代の潮流を見据えて、国際社会及び地域社会に寄与する」ことを主な理念としてきたが、平成 22(2010)年に開学 20 周年を迎えるにあたり、「共存・共生の精神」を基本理念の中核に据えることを確認した。「共存・共生の精神」は、21 世紀社会においてグローバル化が進み自然環境との調和が求められる中で生き方や人材育成を追求する点からも、今日的な意味を持っている。

以上のように、本学の基本理念は「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」ことであり、富山国際学園の建学の精神や本学開学の経緯を踏まえた理念となっている。

本学の使命は、基本理念に示されるように、「国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生といった時代の潮流を受けとめた教育研究や人材育成により、国際社会及び地域社会の発展に貢献すること」にある。そのため、富山国際大学学則第 1 条に、大学の目的を「教育基本法及び学校教育法にのっとり深く専門の学術を研究し、国際社会及び地域社会の発展に貢献する人材を養成すること」と定めている。

また、本学の教育理念・目標は、上記の基本理念に沿って、「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」ととしている。

3. 大学の個性・特色

本学は、現代社会学部が置かれている東黒牧キャンパスと子ども育成学部が置かれている呉羽キャンパスの 2 キャンパスから成る。

開学時から本学の本部がある東黒牧キャンパスは、富山市中心部の東南約 12 km に位置し、立山連峰を眼前に眺望できる広大な丘陵地に、都市型大学には見られない自然をそのまま生かした約 13 万 m² の広大な敷地を持つ。可能な限り手を加えずに自然を残しながら、校舎は全て 2 階建ての赤煉瓦屋根で統一し、低層・分棟方式による建築様式となっており、自然と建物の一体感を有するキャンパスの中で人格的ふれあいができるよう配慮している。

呉羽キャンパスは、富山県の中央に連なる呉羽丘陵の麓の富山市呉羽地区に位置し、富山国際学園の本部機能と学園の教育機関である富山短期大学、富山国際大学附属高等学校、富山短期大学附属みどり野幼稚園を併設しており、子ども育成学部の教育実現にふさわしい教育環境になっている。

こうした環境を生かし、本学では以下の特色ある教育を行っている。

a) 実学・実務重視型教育の推進

教養ある人間育成をベースに、実学・実務重視型教育を推進している。1・2 年次におけるゼミ形式の「教養演習」とゼミ担当教員制度を両学部で導入し、現代社会学部では「地域づくり実習」

「国際交流実習」「観光実習」「環境デザイン実習」「経営情報実習」、子ども育成学部では「生活文化演習」「地域社会参加活動」「幼稚園教育実習」「保育所実習」「教育実習」「相談援助実習」等、実習・演習科目を充実させている。さらに、実践的な語学教育に加えて最先端の IT 教育を行うなど、実践的能力の育成・向上と学修意欲の高揚・増進を図っている。

b) 国際交流・地域連携事業の推進

活発な国際交流・地域連携事業を推進して、グローバルなマインド、知識、スキルを備えた人材の育成に努めている。国際交流センターでは、留学生への学習・生活指導、海外協定校との連携による海外研修・留学プログラムや国内協定校との国内交換留学制度などを設けてきた。

平成 30(2018)年度より、現代社会学部では、加速的に進む地域のグローバル化に即時対応できる人材育成プログラムとして、英語力の強化により育まれる能力を活用して、国内外で活躍できるキャリア人材の育成を目標とした教育課程を編成し、既存の 3 専攻（観光・環境デザイン・経営情報）に加えて、新たに英語国際キャリア専攻を開設した。

さらに、平成 27(2015)年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」において、「地域課題探求型学習を核としたとやま地域創生人材育成プログラム」（令和元(2019)年度までの 5 年間）が採択されたのを契機に、現在も継続して「未来の地域リーダー育成」に取り組み、本プログラムの修了学生には修了認定証を授与している。

c) 「TUINS キャリア・サポートプログラム」の実施

キャリア支援センターが中心となり、令和 4(2022)年度より「TUINS キャリア・サポートプログラム」を新設し、学生の社会的・職業的自立に必要な能力の育成をはじめ、学生一人ひとりの「なりたい自分」への探求、実現への取り組みや支援活動を展開している。具体的には、「プログラムの 7 つの柱」（基準項目 2-3 で記載）により、明確で計画的なキャリア支援活動を実践している。

Ⅱ. 沿革

1. 本学及び富山国際学園の沿革

年度	沿革
昭和 38(1963)年 2 月 4 月	学校法人富山女子短期大学 設立 富山女子短期大学 開学(教養科 入学定員 100 人)
昭和 39(1964)年 4 月	富山女子短期大学付属高等学校 開学
昭和 42(1967)年 4 月	富山女子短期大学 食物栄養科(入学定員 80 人)、保育科(入学定員 50 人)の増設
昭和 45(1970)年 4 月	富山女子短期大学 保育科を幼児教育科に名称変更し入学定員を 80 人に増員
昭和 46(1971)年 4 月	富山女子短期大学 教養科を再編成し、家政学科(入学定員 80 人)、文学科(英文専攻 入学定員 40 人、国文専攻 入学定員 40 人)を設置 食物栄養科を食物栄養学科に、幼児教育科を幼児教育学科に名称変更
昭和 48(1973)年 3 月	富山女子短期大学 教養科廃止
昭和 52(1977)年 4 月	富山女子短期大学付属みどり野幼稚園 開園
昭和 57(1982)年 4 月	富山女子短期大学 商経学科(入学定員 80 人)の増設
平成 2(1990)年 4 月	学校法人名を学校法人富山国際学園に改称 富山国際大学 開学(人文学部国際文化学科 入学定員 100 人、社会学科 入学定員 100 人) 初代学長 佐々学就任
平成 4(1992)年 4 月	富山女子短期大学付属高等学校を「富山国際大学付属高等学校」に名称変更(男女共学に移行)
平成 6(1994)年 4 月	富山国際大学 2 代学長 石坂誠一就任 富山女子短期大学 家政学科を生活科学学科に名称変更
平成 8(1996)年 4 月	富山女子短期大学 福祉学科(入学定員 80 人)の増設
平成 11(1999)年 4 月	富山女子短期大学 商経学科を経営情報学科に名称変更
平成 12(2000)年 4 月	富山国際大学 開学 10 周年 人文学部を人文社会学部人文社会学科(入学定員 200 人)に改組 地域学部地域システム学科(入学定員 200 人)の増設 富山女子短期大学を「富山短期大学」に名称変更(男女共学に移行) 富山女子短期大学付属みどり野幼稚園を「富山短期大学付属みどり野幼稚園」に名称変更
平成 13(2001)年 3 月 7 月	富山短期大学 文学科(英文専攻・国文専攻)、生活科学学科の廃止 富山国際大学 3 代学長 金岡祐一就任
平成 16(2004)年 4 月	富山国際大学 人文社会学部を国際教養学部国際コミュニケーション学科(入学定員 130 人)に改組 地域学部地域システム学科を地域学部環境情報ビジネス学科に名称変更し、入学定員を 120 人に変更
平成 17(2005)年 4 月	富山短期大学 専攻科 食物栄養専攻(入学定員 15 人)の設置
平成 18(2006)年 4 月 9 月	富山国際大学 富山第一銀行と包括連携協定を締結 県内大学では初となる富山商工会議所会員に認定
平成 19(2007)年 4 月 5 月 7 月 12 月	富山国際大学 富山短期大学・富山市との連携協定を締結 現代社会学部現代社会学科(入学定員 120 人)の設置認可(届出) 4 代学長 田中忠治就任 文部科学省へ国際教養学部国際コミュニケーション学科と地域学部環境情報ビジネス

富山国際大学

	学科の平成 20(2008)年 4 月学生募集停止届を提出
平成 20(2008)年 3 月 4 月 10 月	富山国際大学 富山信用金庫コラボ産学官富山支部会員に認定 現代社会学部現代社会学科開設(入学定員 120 人、東黒牧キャンパス) 観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻の 3 専攻を設置 子ども育成学部子ども育成学科(入学定員 80 人)の設置認可
平成 21(2009)年 3 月 4 月	富山国際大学 子ども育成学部棟(呉羽キャンパス E 館)竣工 子ども育成学部子ども育成学科開設(呉羽キャンパス) 富山国際学園 サテライト・オフィスを富山駅前 CiC ビル 3 階に開設
平成 21(2009)年 4 月	富山短期大学 経営情報学科の入学定員を 100 人に、福祉学科の入学定員を 70 人に変更
平成 21(2009)年 7 月	富山国際大学 文部科学省「大学教育・学生支援推進プログラム」に選定
平成 22(2010)年 7 月 10 月	富山国際大学 開学 20 周年 5 代学長 中島恭一就任 文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定
平成 23(2011)年 3 月 8 月	富山国際大学 (財)日本高等教育評価機構による平成 22 年度大学機関別認証評価において、「適格」認定 第 1 回教員免許状更新講習実施
平成 24(2012)年 10 月	富山国際大学 文部科学省「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に選定
平成 25(2013)年 10 月	富山国際学園 創立 50 周年記念式典・記念講演会 富山国際大学 文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」支援対象校に選定 (～平成 28 年度まで継続して選定)
平成 26(2014)年 4 月	富山国際大学 「第 1 期アクションプラン (2014～2017 年度)」を策定
平成 27(2015)年 4 月 7 月 10 月 11 月	富山国際大学 開学 25 周年 子ども育成学部 射水市教育委員会と教育に関する連携協定を締結 文部科学省「地(知)の拠点大学」(COC+) に認定 文部科学省「私立大学等経営強化集中支援事業」に採択(～28 年度まで継続して選定) 富山国際学園 南砺市との包括連携協定を締結
平成 28(2016)年 3 月 4 月 6 月 11 月	富山国際大学 大邱大学校(韓国)内に大邱大学校校－富山国際大学協力センターを開設 富山短期大学 経営情報学科の入学定員を 110 人に、福祉学科の入学定員を 60 人に変更 富山国際大学 南通大学杏林学院(中国)内に富山国際大学・南通大学杏林学院事務所を開設 富山国際学園 高岡市との包括連携協定を締結
平成 29(2017)年 1 月 10 月	富山国際学園 「南砺サテライト」を南砺市地域包括ケアセンター内に開設 富山国際大学 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等改革総合支援事業」の「教育の質的転換」「地域発展」「グローバル化」の 3 タイプに選定
平成 30(2018)年 3 月 4 月	富山国際大学 (公財)日本高等教育評価機構による平成 29 年度大学機関別認証評価において、「適格」認定 子ども育成学部子ども育成学科の入学定員を 90 名に変更 現代社会学部現代社会学科に英語国際キャリア専攻を増設 「第 2 期アクションプラン (2018～2022 年度)」を策定
令和元(2019)年 4 月	富山国際学園 株式会社インテックとの間で包括連携協定を締結

富山国際大学

7 月 11 月	富山短期大学 福祉学科を健康福祉学科に名称変更し入学定員を 40 人に変更 富山短期大学附属みどり野幼稚園 幼稚園型認定こども園に移行 富山国際大学 6 代学長 高木利久就任 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等改革総合支援事業」の「特色ある教育の展開」の 1 タイプに選定
令和 2(2020)年 4 月	富山国際大学 開学 30 周年
令和 4(2022)年 4 月 8 月	富山国際大学 教育研究・事務組織の再編 文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」と「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」に認定
令和 5(2023)年 4 月	富山国際大学 「第 3 期アクションプラン（2023～2025 年度）」を策定
令和 6(2024)年 1 月	富山国際大学 福井大学大学院福井大学・岐阜聖徳学園大学・富山国際大学連合教職 開発研究科に関する構成大学間協定の締結・調印 学校法人富山国際学園 富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード制定
令和 7(2025)年 1 月 3 月 6 月	富山国際大学 文部科学省「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」のメニュー1 に選定 (公財)日本高等教育評価機構の令和 6 年度大学機関別認証評価において「適合」認定 富山県と富山国際大学との包括連携協定を締結 あおば農業協同組合との産学連携協定を締結
令和 8(2026)年 2 月	富山国際大学 文部科学省「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」のメニュー2 に選定

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

学園の「建学の精神」、本学の「基本理念」、使命・目的、教育理念・目標、学部の目的等は、学生便覧や本学ウェブサイトに掲載するとともに、パネルを作製し各教室等に掲示して、教職員（非常勤講師含む）及び学生に対し周知している。

新規採用教職員に対しては、採用時に行う研修会でも説明している。

新入生に対しては、学生便覧を用いた新入生オリエンテーション、各学部の初年次教育の中の「自校教育」においても説明している。自校教育を促進するため、毎年4月、新入生を対象に、現代社会学部では「現代社会概論」、子ども育成学部では「教養演習Ⅰa」で各1回、学長が学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を講義形式で説明している。

学外への周知については、本学ウェブサイトで公開するとともに、特に高校生や父母等向けに、大学案内、学生募集要項などで明示しているほか、オープンキャンパス、キャンパス見学、高校教員対象入試説明会、高校訪問等においても説明している。

②中期的な計画への反映

学園の中期事業計画においては、沿革部分で学園や本学の設立経緯に立ち返り、学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を確認している。また、将来構想においては、「建学の精神」を堅持し、社会経済の変化と時代の要請に対応しつつ、社会的使命を遂行するためにも、魅力的で特色ある教育研究体制の再構築が必要であるとの見解を示すとともに、学園を取り巻く環境動向も踏まえた上で、次のような「学園の特色の柱と今後強化すべき方向性」を掲げている。

- (1) 情報教育 情報分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成できるように教育研究体制を再構築する。
- (2) 国際化推進 国際的な視野を持って活躍できるグローバル人材を育成できるように教育研究体制を強化する。
- (3) 専門職人材養成教育 地域の教育・保育・福祉等を担う専門職人材のさらなる質の向上が図れるように教育研究体制を強化する。
- (4) 地域共生 地域貢献活動を活発に行い、地域社会に欠かせない教育研究組織だと認識される学園を目指す。

このように、学園の中期事業計画は、本学の使命・目的、教育理念・目標と整合する内容となっている。

③三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育理念・目標は、大学全体の3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映している。また、これをもとに、それぞれの理念を考慮した学部ごとのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めており、これらは本学ウェブサイトや学生便覧等に掲載し、広く社会にも公表して

いる。

④教育研究組織の構成との整合性

教育研究組織として、現代社会学部現代社会学科と子ども育成学部子ども育成学科の2学部2学科を設置している。

現代社会学部現代社会学科においては、「観光、環境デザイン、経営情報、英語国際キャリアの4分野において、地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を目的とし、地域から世界を見る視点と世界から地域を見る視点の双方向から、基礎的・専門的・実学的教育研究を行っている（学則第1条の2(1)）。

子ども育成学部子ども育成学科においては、「心身ともに健やかな子どもの育成を通して地域社会の発展に貢献できる人材の養成」を目的とし、教育・保育・福祉など子ども育成とその環境に関する基礎的・専門的・実践的教育研究を行っている（学則第1条の2(2)）。

これらは、本学の使命と目的との整合性を考慮した学部学科構成となっている。

⑤変化への対応

学園の「建学の精神」と本学の「基本理念」を堅持しつつも、時代の潮流や社会の変化に対応して教育内容の見直しや教育目標等の改正が必要となった場合は、教授会と運営会議の審議を経て変更することができる。

平成30(2018)年度には、加速度的に進む地域のグローバル化に即応できる人材育成のため、現代社会学部において、既存の3専攻（観光・環境デザイン・経営情報）に加え新たに英語国際キャリア専攻を開設し、現代社会学部の目的に同専攻の記述を追加する改正を行った。

また、令和5(2023)年度には、使命・目的等の設定に係る創設時の経緯を踏まえた上で、本学の使命・目的の表現を再検討するワーキングチームを立ち上げた。学生や社会に対して分かりやすく、2つの学部それぞれの特徴にも考慮した表現を目指して、令和6(2024)年度以降、全体的な見直しを行う方針とした。

令和6(2024)年度は、各学部における新カリキュラムの検討（大幅な改編の可能性）を踏まえ、ワーキングチームの活動を見送ったが、引き続き、使命・目的等の見直しを検討していくこととしている。

令和7(2025)年度は、現代社会学部において2027(令和9)年度入学生から対象とする、目的の変更に伴う既存の4専攻の5専攻化、併せて新カリキュラムを作成し、文部科学省に届出した。

また両学部において、2027(令和9)年度入学生から対象とする学納金の改訂を行った。

このように、社会情勢の変化や本学を取り巻く環境などに対応しながら、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っている。

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の目的や学部の教育目的は、学則等に明確に定めており、学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」も、使命・目的、教育理念・目標等と合わせ学生便覧や本学ウェブサイトにも明記し、学生、教職員をはじめ本学の関係者への周知を行っている。これらは、学園の中期事業計画及び

本学の3つのポリシーにも反映している。

また、時代の潮流や社会の変化に対応して教育課程の充実、改編を行うとともに、使命・目的等については、より分かりやすい表現を目指して見直しを検討することとしている。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学園の「建学の精神」や本学の「基本理念」、使命・目的、教育理念・目標等は、学則に明記するとともに学生便覧や本学ウェブサイトでも公開し、学生、教職員をはじめ非常勤講師など本学関係者へ広く周知徹底がなされている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現代社会学部において、日々変化する社会に対応し、定員確保に努めることも念頭に、学部の目的、専攻、教育課程（カリキュラム）、収容定員の見直しを課題とし、検討を進めた。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和7(2025)年度、現代社会学部は、学部の目的の変更、既存の4専攻を5専攻に変更、5専攻の新カリキュラムを作成し、2027(令和9)年度入学生からを対象とする学則変更を文部科学省に届出した。令和8年度には、同じく現代社会学部で2027(令和9)年度入学生からを対象とした、収容定員を減らす学則の変更届出を予定している。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

学則（第 1 条の 3）及び「富山国際大学自己点検評価に関する規程」に基づき、毎年度、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表している。

また、「富山国際大学内部質保証に関する規程」と「富山国際大学内部質保証の方針」を整備し、自己点検・評価を含む内部質保証の全学的な方針を明示しており、具体的な会議体としては、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、また教学マネジメントを支える基盤として、それぞれ学長を委員長とする「内部質保証委員会」と「教学マネジメント委員会」を、運営会議の専門委員会の位置付けで設けている。

教学マネジメント委員会は、IR センター及び同センター委員会と協働して教学 IR 体制を構築し、各種検証結果に基づく教育の質保証を担う。

内部質保証委員会は、自己点検評価委員会や教学マネジメント委員会からの報告のほか、学外有識者からなる外部評価委員会からの意見等に基づき、改善方針の検討・立案を行い、運営会議に報告するとともに、実質の改善推進組織である自己点検評価委員会に改善指示を出し、改善状況を確認するという一連の PDCA サイクルを回し、大学全体の質保証を機能させている。

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学全体の内部質保証と教育の質保証に責任を負う体制を明確にしており、自己点検・評価についても毎年実施し、評価書を作成・公表している。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「富山国際大学自己点検評価に関する規程」に基づき、学長を委員長とする自己点検評価委員会が中心となり、実施・取りまとめを行っている。

評価項目としては、①本学及び学部等の理念及び目標、②教育研究組織、③学生、④教育課程、⑤研究、⑥教員、⑦事務、⑧国際交流、⑨地域交流、⑩施設設備、⑪図書及び図書館、⑫管理運営及び財務、⑬自己点検評価の組織体制、⑭その他学長の特命事項に関することの 14 項目を掲げている（自己点検評価に関する規程第 3 条）。各年度の初めに、学部・部門ごとに前年度の活動状況を踏まえて自己点検・評価を行い、自己点検評価委員会がその結果を評価書にまとめている。

平成 29(2017)年度からは、アクションプラン（基準項目 6-3 で記述）の実施状況の評価を組み込む形で対応してきた。評価書については、教授会への報告と運営会議の議を経て学内で共有するとともに、本学ウェブサイトに掲載し社会へ公表している。

また、本学が自主的・自律的に行う自己点検・評価の客観性及び妥当性等について検証・評価を得るための外部組織として、学外有識者からなる外部評価委員会を設置（年 1 回開催）しており、

同委員会にも評価書を提出している。外部評価委員会で受けた本学の教育研究活動の質的向上及び管理運営等の改善に向けた意見等については、教授会で報告して学内で共有するとともに、議事録の形で本学ウェブサイトでも公開している。

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

a) IR センターの活動と体制

IR 活動をより組織的に推進するため、令和 4(2022)年度の組織改編において、本学の組織戦略を企画検討する戦略企画部配下の組織として IR センターを設立した。兼任教員 3 人と委員会メンバーの教員 5 人による体制で、IR 活動に取り組んでいる。

一般社団法人学修評価・教育開発協議会の IR 研修会に参加し、他大学の IR 担当者と情報収集及び議論を行っている。本学からも毎年 1 回の事例発表を実施している。

b) データに基づく改善

本学では従来から、教学に関する各種のデータ収集と分析が行われ、分析結果のうち公開可能なものは本学ウェブサイトで公開してきた。その状況を表 6-2-1 に示す。

表 6-2-1 収集データと本学ウェブサイトでの公開状況

No.	データ	収集と分析部署	ホームページでの公開状況
1	GPA分布データ	学務課（教務担当）	分布状況を公開
2	授業アンケートデータ	学務課（教務担当）	集計結果を公開
3	MDASH リテラシーレベル・応用基礎レベル 認定者数	学務課（教務担当）	修了者数を公開
4	学生生活アンケートデータ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
5	卒業時アンケートデータ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
6	資格取得状況データ	学務課（学生担当）	取得状況を公開
7	進路状況データ	学務課（学生担当）	集計結果を公開
8	入試関係データ	入試センター	自己点検報告書中に集計結果を公開
9	新入生アンケート	学務課（入試担当）	非公開
10	企業アンケート	キャリア支援センター	非公開

このうち授業アンケートの満足度については、「学問・勉強」、「部活動（サークル）・アルバイト」、「友人関係」、「教職員との関係」、「施設」、「学生生活全般の満足度」についての設問があり、概ね昨年度と同様の傾向を示していたが、この「学生生活全般の満足度」と相関が高い質問項目を分析した。この結果、もっとも「学生生活全般の満足度」（以下、満足度）と相関の高かった質問項目としては「充実した授業」「学力の向上」「教授陣の充実・雰囲気」「資格就職関連授業」であり、かつ、その評価の平均が「1. あてはまる」「2. ややあてはまる」の中間の 1.8 前後で標準偏差も 1 以下とばらつきも小さく良い評価を得られていた。一方で、「授業外に過ごす場所」「食堂売店充実」「部活・イベントで友人」「学外活動の充実」といった質問とも高い相関を示していたが、その評価の平均が「2. ややあてはまる」「3. どちらともいえない」の中間の 2～2.7 であり、学業以外の点において満足度の低さとの相関がみられた。例えば「授業外に過ごす

場所」についての平均値は 2.2 であり、満足度との相関は 0.50、 p 値は 1.9×10^{-38} を示し、「部活・イベントで友人が出来た」についての満足度は 2.47、満足度との相関は 0.43、 p 値は 2.2×10^{-29} 、「活動場所の充実」の平均値は 2.69、満足度との相関は 0.43、 p 値は 1.1×10^{-26} となっていた。これらの結果はサークル活動の充実や授業外での居場所の作出が今後の学生生活の満足度向上に寄与する可能性を示していると言える。

c) 成績データ・進路データ・アンケートデータの可視化

IR センターの令和 7(2025)年度の活動として、BI(Business Intelligence)ツールを用いて分析活動を実施した。以下にその一例を示す。

<成績分布の調査>

教員ごと科目ごとの成績評価のばらつき度合いを算出した。

<累計 GPA と受験区分との相関>

学部毎受験区分毎に累計 GPA との相関を観察し、両学部において共通テスト利用型選抜の学生の累計 GPA が高いことが確認された。また、現代社会学部の一般選抜の学生は累計 GPA のばらつきが大きいといった受験区分毎の特性も確認された。

<退学者・休学者の分析>

本学における退学者数・休学者数の理由について令和 2 年度から令和 6 年度までのデータを分析した。その結果、図 6-2-1 の学部別退学理由に示したように最も多い退学理由は両学部とも”進路変更(転学)”であり、次に、”進路変更(就職)”となっていた。退学時の学年は 1 年が最も多く、学年を経る毎に徐々に下がる傾向にあった。また、学部別では子ども育成学部に比して現代社会学部の退学者が多く、将来に対する目的意識の有無の影響を示唆している。また、新型コロナウイルス感染症流行(2020 年)の前後での退学理由の変化をみたところ退学理由として”心神耗弱”の顕著な増加が観察された。休学者においては、2022 年度以降に顕著な休学者数の増加が見られており、新型コロナウイルス感染症流行時のリモート授業実施(2020 年、2021 年)の際の休学者数に比べ 3 倍近くの休学者数となっていることからリモート授業から対面授業に戻ったことによる影響が示唆された。休学理由としては図 6-2-2 の学部別休学理由に示したように両学部ともに”精神疾患”がトップであり、新型コロナ感染症流行以降に当該事由の著明な増加が見られた。これは、リモート授業から対面授業に戻った際の環境変化に適応出来なかった学生が一定数居たと考えられ、今後の対面授業を継続が休学者数に変化をもたらすか注視が必要である。

富山国際大学

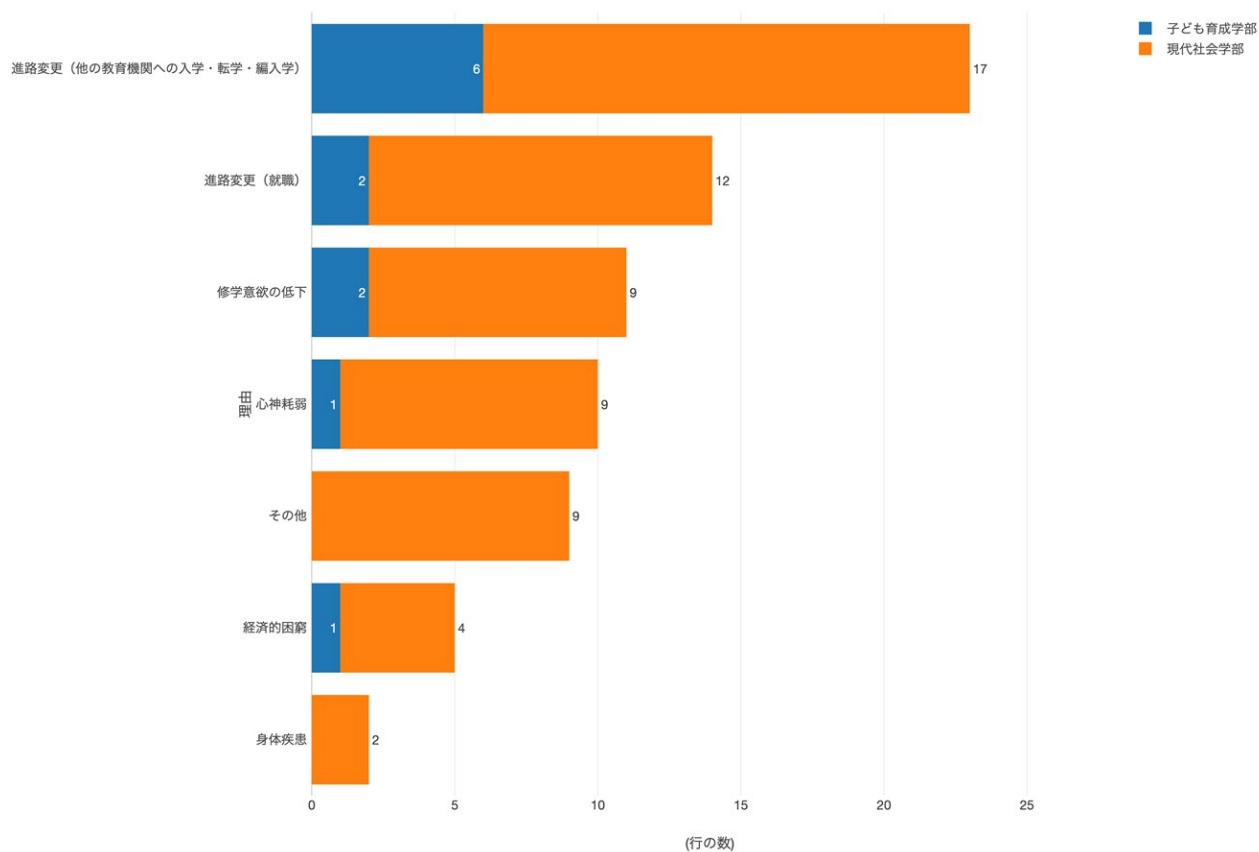


図 6-2-1 学部別退学理由

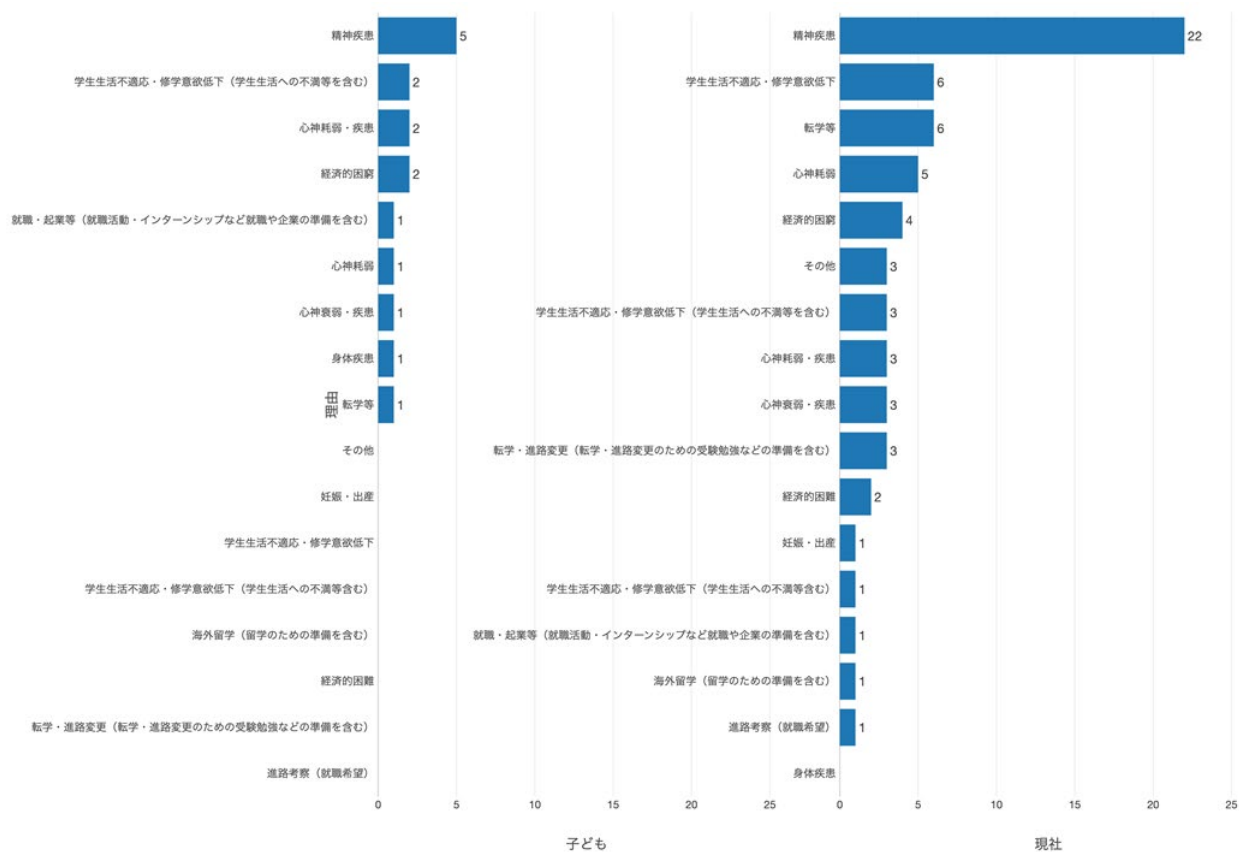


図 6-2-2 学部別休学理由

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学全体の内部質保証と教育の質保証に責任を負う体制を明確にしており、自己点検・評価についても毎年実施し、評価書を作成・公表している。また、IR センターを設置し、内部質保証のためのデータ収集・分析を行いその結果を外部公開している。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生による授業アンケートを、年 2 回、前期・後期の最終週に行い、授業に対する学生の意見を汲み上げている。

授業内容や方法・運営等に関する質問項目は、5 段階で評価してもらい、各項目に設けている自由記述欄にコメントを記述してもらっている。

科目別の集計結果は、学生に公表するとともに、各担当教員にも渡し、それを受けて各教員は科目別の「授業アンケートコメント（改善レポート）」を提出している。全体の集計結果は、教授会、運営会議等で報告している。

学生の修学状況・資格取得状況の調査を実施しており、それぞれの学年のゼミ担当教員が、学生と個人面談を行い、学生の成績と聞き取りに基づいて履修指導と今後の学修に関するアドバイスをを行っている。

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学外有識者からなる外部評価委員会を毎年開催し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検の、学部教育の内容や各種資格試験の結果、就職状況などについて意見を聴いている。内部質保証委員会では、外部評価委員会からの意見等に基づき、改善方針の検討・立案を行い、運営会議に報告するとともに、実質の改善推進組織である自己点検評価委員会に改善指示を出し、改善状況を確認するという一連の PDCA サイクルを回し、大学全体の質保証を機能させている。

文部科学省の令和 6(2024)年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」事業に応募した経営改革計画の立案時には、県内産業界、在学生、高等学校関係者等に対し、「育成する人材に係る方針」についてヒアリングを行い、人材需要（分野等）の分析に活用するとともに、「育成する人材像」にも反映させた。（同計画は、令和 7(2025)年 1 月に採択される結果となった。）

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、PDCA サイクルの推進に全学的に取り組んできた。平成 30(2018)年度からは第 2 期アクションプラン（2018～2022 年度）に掲げる各行動指針の下、毎年度各担当部局（各学部含む）が前年度の実績を自己点検・評価した上で当年度に実施する具体的な予定項目を検討し改善活動を行う PDCA サイクルを機能させてきた。

さらに、令和 5(2023)年度には、第 3 期アクションプラン（2023～2025 年度）を策定した。同プランは、同時進行で検討中であった「学校法人富山国際学園中期事業計画（令和 6(2024)年度～

10(2028)年度)」の内容（案）を反映するとともに、公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価の各基準も参考に、8項目（学修支援、学生生活支援、キャリア支援、国際交流・地域交流、学生募集・入学者受入、スマートキャンパス、法令遵守・法改正対応、就労環境・職能開発）と23の行動計画で構成している。変化の激しい時代において様々なニーズに柔軟かつ速やかに対応できるよう計画期間を3年間として、年度ごとにその進捗を確認して以降の計画修正を可能とした。行動計画は、各部局で整理する課題管理表に落とし込み、随時進捗管理を行うとともに、第2期プランと同様に、各年度の自己点検・評価とその結果を踏まえた改善活動に生かすこととしている。

令和3(2021)年度には、三つのポリシーを起点として、機関（大学）・教育課程（学部）・科目・個人のそれぞれのレベルで学修成果を検証できるようにアセスメント・ポリシーを定め、翌年度にはデータ収集とテスト運用を、令和5(2023)年度には評価項目を追加して本格運用を開始し、学修成果の達成状況に関する評価を行った。また令和6(2024)年度には、「学修成果の評価の方針のPDCAサイクル」についてその概要（主幹会議体、スケジュール等）の整理を改めて行ったところであり、引き続き教学IR体制の下、学修成果の可視化とさらなる改善に取り組んでいく。

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みについては、大学独自のアクションプランに基づき継続的に機能させており、さらに全学的な内部質保証体制や教学IR体制の下でさらなる改善・向上に向けて取り組んでいる。

【基準2の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学の教学マネジメントを支える教学マネジメント委員会とIRセンターが協働して、各種データ収集と分析を行い、具体的改善につなげる取組みをしている。また、令和6(2024)年度には、三つのポリシーを起点として定めたアセスメント・ポリシーを要素として、「学修成果の評価の方針のPDCAサイクル」を整理し、学修成果の可視化に取り組んでいる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

DP達成度を評価するための卒業時アンケートの自己評価値と成績から算出される値との相関分析では、現社・子どもとも、相関関係がほとんどみられなかった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

第3期アクション・プラン（2023-2025）は、令和7（2025）年度が最終年度であったが、3年間プランとして推進してきたことにより、柔軟で効率的なPDCAサイクルとなった。今後は、令和8（2026）年度から始まる第4期アクション・プランの策定を進め、教育研究活動の向上、大学運営の改善・向上に努めていくこととしている。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーは、教育理念・目標を踏まえて全学及び学部ごとに策定し、本学ウェブサイトや大学案内、学生募集要項に明記して周知を図っている。学生募集の一環として実施する進学説明会、オープンキャンパス、高校教員対象入試説明会、教職員による高校訪問においても、アドミッション・ポリシーとそれに基づく入学者選抜方式や評価方法について具体的に説明している。

<大学のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育理念・目標

富山国際大学では、「共存・共生の精神と知性を磨き、健全にして個性豊かな人格を形成することを基本的な教育理念として、国際化、情報化、少子高齢化、環境との共生の時代において、国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人間を育成する」ことを教育目標としています。

(2) 求める人物像

- ①大学教育を受けるにふさわしい基礎学力を有し、学ぶ意欲及び目的意識を持つ人
- ②知性、教養を身に付け、個性豊かな人間をめざし、自己を高める努力をする人
- ③国際社会や地域社会の発展に貢献できるよう、専門的・実践的な知識や技術の取得に意欲を持つ人

<現代社会学部のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育目標

21世紀を支える、国際的センスを持った、地域に精通し、かつ常に時代の潮流に対応できる実践的な人材、現代社会が抱えている問題を自ら発見・解決し、未来の創造に積極的に参加しようとする人材の育成を目標としています。

(2) 求める人物像

- ①人と環境に配慮した観光政策・観光産業による地域社会の持続的発展に、高い関心を持つ人
- ②環境に対する専門的知識と行動力を養い、地域や企業で豊かな環境を創造することに、高い関心を持つ人
- ③地域社会や組織の持続的発展のために、情報通信技術を活用し企業等の経営を創造・革新することに、高い関心を持つ人
- ④多文化共生の重要性を理解し、国際教養と英語力を駆使して地域社会の国際化に貢献することに、高い関心を持つ人

<子ども育成学部のアドミッション・ポリシー>

(1) 教育目標

教育と福祉の協働・融合の視点に立ち、確かな資質能力と学びの精神をもって教育・保育・福祉の専門職として、心身ともに健やかな子どもの育成を通して、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目標としています。

(2) 求める人物像

- ①子どもの生活と遊び、発達と学習に高い関心を持ち、生きる力を育てる教育・保育・福祉の専門家をめざす人
- ②心身ともに健やかな子どもを育てる家庭や地域づくりに、高い関心を持つ人
- ③地域に愛着と誇りを持ち、地域の教育・保育・福祉の実践活動に、高い関心を持つ人

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

a) 入学者選抜の基本方針及び選抜試験の種別

<入学者選抜の基本方針>

多様な入試方法を通じ、求める学生像に沿った入学生を迎え入れるために、個別学力検査・調査書・面接・小論文等により、能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜を行う。

<入学者選抜の種別>

一般選抜（一般選抜、大学入学共通テスト利用型選抜）、学校推薦型選抜（指定校推薦、一般型、諸活動型等）、総合型選抜（一般型）を実施している。なお、令和8(2026)年度入学者選抜では新たに子ども育成学部において学校推薦型選抜Ⅱ期を設けた。総合型選抜においては、一般型の他に社会人（両学部）や、帰国子女を対象とした選抜と外国人留学生向けの選抜（現代社会学部）も実施している。これらの他、3年次編入学試験一般公募制（両学部）、海外協定校(2+2)・秋季入試 海外協定校(2+2)・国内協定校（現代社会学部）等を設け、アドミッション・ポリシーに沿った入学生を受け入れる体制を整えている。全ての試験の詳細は、学生募集要項や入学者選抜実施大綱に明記して学内外に周知している。

<現代社会学部の入学者選抜の種別>

(1) 一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

個別学力検査の成績と調査書の内容を総合して評価

(2) 大学入学共通テスト利用型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

大学入学共通テストの成績（外国語（英語）（必須）と2教科2科目（選択））と調査書の内容を総合して評価

(3) 学校推薦型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面接、調査書、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

(4) 総合型選抜（一般型、社会人、帰国子女）（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面談（プレゼンテーションを含む）、面接（一般型を除く）、調査書、エントリー・カード（志望理由他）、活動実績書の内容を総合して評価

(5) 外国人留学生選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面接、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

<子ども育成学部の入学者選抜の種別>

(1) 一般選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

個別学力検査の成績と調査書の内容を総合して評価

(2) 大学入学共通テスト利用型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

大学入学共通テストの成績（外国語（英語）・国語（必須）と1教科1科目（選択））と調査書の内容を総合して評価

(3) 学校推薦型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

小論文、面接、調査書、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

(4) 総合型選抜（一般型、社会人）

小論文、面談（プレゼンテーションを含む）、調査書（一般型のみ）、エントリー・カード（志望理由他）、活動実績書の内容を総合して評価

社会人：小論文、面接、志望理由書、活動実績書の内容を総合して評価

両学部ともアドミッション・ポリシーを踏まえた入学者選抜を実施している。一般選抜の個別学力検査では、記述式を主体とした試験を実施し、基礎的な知識・技能のみならず、大学教育を受けるにふさわしい思考力や文章表現力等を有しているかどうかを評価している。小論文では、本学や学部のアドミッション・ポリシーに関連付けた出題を心がけ、思考力、判断力、文章表現力、基礎的な知識等を評価している。面接及び面談では、アドミッション・ポリシーに沿った質問や志望動機、大学で学びたいこと、卒業後の希望進路等について多角的に質問し、思考力・判断力・口頭での表現力や主体性の有無等を評価している。また、全ての入学者選抜で調査書に記載された評定平均値や特別活動、部活動、ボランティア活動、資格取得状況等を本学独自の基準に基づき点数化し、高校生活での取組みを多面的・公正的に評価している。

b) 学生募集及び入学者選抜の実施体制

学生募集及び入学者選抜を組織的に運営するために入試センターを置き、学務課（入試担当）が入学者選抜試験の運営に関する業務（出願書類受付確認業務、入学者選抜実施業務、合否関係業務）を行っている。入試センターには、入試センター長及び次長（教員が兼務）、学務課（入試担当）の参事・アドミッションオフィサー2人、専任職員3人を配置している。

学生募集及び入学者選抜試験の計画・実施等について審議する会議体としては、「入試対策会議」及び「入試対策拡大会議」を設置している。入試対策会議は、「富山国際大学入試対策会議に関する規程」に基づき、入試センター長（議長）、入試センター次長の他、学長が指名する学部の委員、入試センター長が指名する職員により構成され、学生募集に係る広報活動や入学試験の計画立案・実施・運営等について審議している。

入試対策拡大会議は、「富山国際大学入試対策会議に関する規程」第4条及び第5条に基づき、学長（議長）、学部長、総合学務センター長、事務部長及び入試対策会議のメンバーにより構成され、各年度の「学生募集・入学者選抜実施大綱」を策定している。また、入学者選抜にあたっては、学部教授会の合否判定案について審議して最終合格者を決定している。合否判定にあたっては、定員確保に留意しつつも、入試種別ごとの過去のボーダーライン、下位合格者の入学後の成績や休退学状況と比較し、入学後の学力担保が明らかに困難と判断された低得点者は不合格とする方針を貫いている。

入学者選抜試験は、学長を総括責任者として教職協働による全学体制で適正かつ公正に実施している。試験種別ごとに、当日の試験実施方法やタイムスケジュール、人員配置と業務分担内容、不正行為や人的ミスの防止及びその対応、障がいがある受験生への合理的配慮、災害発生時や公共交通機関遅延時の対応等を詳細に記載した実施要項を作成し、試験運営に係る事前説明会を全学で開催して担当教職員に周知徹底を図っている。

一般選抜の個別学力検査及び小論文の試験問題は、いずれも出題内容に関する専門知識を有する本学の教職員により、本学で独自に作問している。入試問題作成委員は学長が委嘱している。委員は各科目3～4人で構成され、試験問題の作成及び答案の採点を行う。試験問題は出題ミスを防止するため、入試センターの教職員、入試問題作成委員複数名により二重、三重のチェックを行っている。また、入学者選抜実施後には、得点分布や平均点、個々の問題の正解率等を検証し、次年度の作問や配点等の改善に役立てている。

c) 入学者選抜と入学後の学修状況との関連性に関する検証

大学及び学部のアドミッション・ポリシーを最も強く意識した入学者選抜方式として、総合型選

抜が挙げられる。総合型選抜は現代社会学部では学部創設時から実施してきたが、必ずしもアドミッション・ポリシーを理解した学生が確保できず、退学率が他の選抜方式に比べて高い、卒業時の GPA (Grade Point Average) が 1 年次を下回るといった問題点を抱えていた。このため平成 30 (2018) 年度入学者選抜以降は、従来の小論文、面談、書類審査に加え、高校での各種取り組みや志望動機、大学で取り組みたいことを説明するプレゼンテーション（紙資料のみでの説明も可とする）を必須化して、アドミッション・ポリシーを理解している受験生の取り込みを図った。

総合型選抜にプレゼンテーションを導入した結果、1 年次 GPA は令和 6 年度入学生が 2.42、令和 7 年度入学生が 2.56 と 2 点台で安定しており、両年度とも退学者は存在しなかった。

現代社会学部でプレゼンテーション導入による学力向上効果がみられたことから、令和 5(2023) 年度以降は子ども育成学部でも総合型選抜を導入した。また、令和 7(2025) 年度以降は現代社会学部において PowerPoint を用いたプレゼンテーションを必須化して、情報化社会への適応力がより高い受験生の取り込みを図るとともに、両学部の総合型選抜の募集定員を拡充することとした。

このほか、IR(Institutional Research)センターや教務担当と連携して、入試区分ごとに、選抜方式と入学時及び卒業時における GPA、休退学率等のデータを分析して、入学者選抜方式や学生募集・広報活動等が適正かを検証し、改善に役立てる取り組みを進めている。

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

ウェブサイトや SNS による情報発信を行うとともに、進学説明会（春の進学説明会、6 月進学説明会、学校推薦型選抜直前説明会、一般選抜直前説明会）、高校教員向け説明会、オープンキャンパス（7 月中旬、8 月中下旬の 2 回）、大学祭開催時の進学相談会を対面で開催している。また、高校での模擬授業や校内説明会、大学見学の要望には可能な限り対応しており、模擬授業は要望に合致する専攻・分野の教員が担当している。

入試センターでは、他大学の広報の動向や模試における志願動向の把握と経年比較を行っている。これらに基づいて高等学校長経験がある参事 2 人や入試担当職員が富山県内及び近隣県の高校を定期的に訪問して、入学者選抜や各学部の教育の特色に関する情報提供、本学説明会等の PR、当該高校出身者の近況報告を行うとともに、高校側の意見・要望や志願状況を聴取し、学生確保に取り組んでいる。

過去 5 年間の入学定員充足率の平均は、現代社会学部で 87%、子ども育成学部で 104%となっている。また、令和 7(2025) 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、現代社会学部で 86%、子ども育成学部で 101%となっている（詳細は「共通基礎データ（様式 2）」を参照）。

令和 8(2026) 年度入学者選抜では、大学全体の入学定員 210 人に対し入学予定者数が 200 人（昨年度より 26 人増。入学定員充足率 95.2%）となった。学部別では、現代社会学部が入学定員 120 人に対し入学者数が 99 人（入学定員充足率 82.5%）、子ども育成学部が入学定員 90 人に対し入学者数が 101 人（入学定員充足率 112.2%）で、現代社会学部が入学定員を充足できなかったものの、現代社会学部では学校推薦型選抜での入学者が前年度の 48 人を上回る 56 人に増加し、子ども育成学部でも前年度の 35 人から 43 人に増加した。

また、総合型選抜による入学者は現代社会学部が前年度 6 人から 5 人に減少し、子ども育成学部が 8 人から 9 人に増加した。令和 3(2021) 年度から一般選抜の成績上位者に年間 30 万円を給付する特別奨学生制度を設け、令和 6(2024) 年度の入学者選抜からは対象を大学入学共通テスト利用型選抜にも拡大し、令和 8(2026) 年度は特別奨学生の合格者を前年度に比べ歩留率が上昇し、現代社会学部、子ども育成学部各 8 人の特別奨学生が入学した。

(1) 3-1 の自己判定

本年度については、入学者数減少に一定の歯止めはがかかり、収容定員の 8 割ラインを維持しているため、「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の教育目標を踏まえ、大学及び各学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め公表している。また、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受入れを促進するために、大学及び各学部での入学者選抜の基本方針や種別を定め公表している。

入学者選抜試験の実施にあたっては、学長を総括責任者として、責任体制の明確化と教職協働による全学体制により、適正かつ公正な実施と運営を行うとともに、毎年度、全入学試験終了後には客観的データに基づき入試総括を行い、次年度の入学試験の実施方法や学生募集の計画立案に活用することで、適切な学生受入れの体制維持に努めている。

この後の募集活動においては、収容定員 8 割ラインを割らないよう、富山県を含む 18 歳人口の動向と、現代社会学部の志願者数動向も踏まえた入学定員削減の視野に入れ、客観的データと高校生の動向を注視しながら、志願者増、入学者増につなげていく。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修支援については、教育研究部に属する総合学務センター、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館が業務を担っている。

総合学務センターは、総合学務センター長（教員）及び総合学務センター次長（教員）の統括の下、学務課（教務担当・学生支援担当）、呉羽事務室が教育課程・学籍・教職課程・教養教育・厚生補導・諸活動・奨学制度・賞罰などに関する業務を行っている。

国際交流センターは、国際交流センター長（教員）の統括の下、学務課（学生支援担当）が海外諸機関との学術交流、学内の外国語・国際教育、海外提携校との連携・拡大、外国人留学生の奨学金・生活支援、本学学生の海外留学・留学支援などに関する業務を行っている。

図書館は、図書館長（教員）の統括の下、図書館委員と図書館事務が協働で館の運営・整備、資料の選定、学生の利用促進、紀要発行などの業務を行っている。

キャリア支援センターについては基準項目 2-3 で後述する。

各センター及び図書館には、教員と職員から構成される委員会を設置し、各業務についての方針や計画を立て、学生の学修支援や授業支援を行っている。

<オリエンテーション>

入学時のオリエンテーションをはじめとし、各学年の前期、後期の授業期間開始前にオリエンテーションを実施している。各学部の教員と学務課・呉羽事務室が連携し、学年に応じた履修説明・指導、学生生活上の諸注意などをきめ細かく行っている。

<ゼミ担当教員による相談対応・指導>

両学部とも全学年において、ゼミ担当教員が学生の直面する修学面や生活面の様々な問題について相談に乗りながらアドバイスを与えている。また、教員間で学生の出欠状況の把握や要配慮学生

の修学状況など、定期的な情報交換を行いながら、個別指導を実施している。

＜ウェブ環境を活用した学習支援＞

ウェブ環境を活用し、教務システムによる履修状況や成績の管理、Web シラバスシステムによる授業計画の把握、LMS (Learning Management System) を活用した教材や課題の提示及びレポート提出やアンケート実施など、学生の学修を支援している。

Web カルテシステムを導入し、Web 上での成績確認ができるように環境を整えた。これにより学習成果の可視化の強化、スムーズな 4 年間の履修計画、履修漏れ防止、事務効率化に結び付けた。

＜学生用特設サイト＞

学修支援の一環として、学生用特設サイトを運用している。特設サイトでは、学年暦や時間割、休講や授業日程の変更案内、欠席届等の様式など、学生が学修する上で必要な情報を取りまとめて公開し、学生・教職員が常時閲覧できるようにしている。

＜成績表・コメント及び父母等懇談会＞

両学部とも、学部長が期ごとの学部全体の活動を総括し、コメント及び今後の学修のポイントを示すとともに、学修状況を知る手だてとして学生たちの学内外での活動の成果をまとめ、成績表と併せて学生・父母等に送付している。

成績表の送付後、父母等懇談会を前期と後期の年 2 回開催しており、学生の学修及び大学生活を支援する一助としている。

＜自主学習の支援＞

両キャンパスにおいて、学生が自主学習を行えるスペース（図書館、メディアコーナー、学習サロンなど）を確保しているほか、e ラーニング教材を導入し、自宅での学習を支援している。なお、東黒牧キャンパスでは、英語を母語とする教員と気軽に英会話が楽しめるグローバルカフェを定期的に開いている。

これらに加えて、本学のアクションプラン(基準項目 6-3 で記述)に学修支援に関する目標を 4 つ掲げ、学修支援体制の強化に取り組んでいる。

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

＜SA やチューターによる学生支援＞

本学は大学院を併設していないため、TA(Teaching Assistant)や RA(Research Assistant)の制度は設けていないが、両学部において、学生を SA(Student Assistant)として雇用し、授業準備や運営などの教育補助業務に従事してもらい、学修支援の充実に取り組んでいる。令和 6(2024)年度は富山国際大学スチューデント・アシスタント制度要領の制定に向け検討を進め、令和 7(2025)年度から施行している。

また、国際交流センターではチューターを活用し、外国人留学生と日本人学生の修学面や生活面の相互支援を図っている。チューターは学内公募で採用している。

＜オフィスアワー＞

授業やゼミでの指導以外に、学生に対して学修支援や学生生活上の相談対応を行うために、両学部でオフィスアワーを設けている。オフィスアワーの時間帯は、本学ウェブサイト（学部教員紹介ページ）やシラバスで学生に周知するとともに、オフィスアワー以外の時間帯でも、随時、学生が自由に教員と相談できるようにしている。

＜障がいのある学生への配慮・対応＞

「富山国際大学障がい学生支援規程」を定め、本学ウェブサイトでも公表しているとおり、障がいのある学生の相談窓口及び支援を行う障がい学生支援室を設けている。授業や学生生活の支援に関する相談を受け付け、ゼミ担当教員や関係部署と連携を取りながら必要な支援をコーディネートしている。また、「支援の対象と内容」や「支援の流れ」を整理し、学生へ周知している。

＜中途退学や休学等への対応策＞

令和7(2025)年度の退学者数〔令和8(2026)年3月31日現在〕は、現代社会学部6人（退学率1.4%）、子ども育成学部1人（退学率0.27%）、大学全体で7人（退学率0.90%）であった。退学率については、全国の国公立大学の平均値（2.0%）と比較して、低い水準にある。（詳細は基準項目6-2で記載）。

両学部とも、講義担当者とゼミ担当教員が連携して、学生指導にあたっている。特に欠席が多い学生に関しては、父母等の協力も得ながら指導をする体制をとっている。

また退学、停学、休学学生の状況は、学務担当教員から教授会で報告され、教職員間で情報共有している。

（1）3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

（2）3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修支援や授業支援では、授業改善や個別指導・学修支援を教職協働により実施し、実施状況を検証しながら改善に努めている。

3-3. キャリア支援

地域社会に貢献できる人材の育成を目指す本学の理念に沿って、学生のキャリア形成支援や就職・進学支援を大学の重要な責務と位置づけ、対策を強化するために、キャリア支援センターを設置している。

キャリア支援センターでは、令和4(2022)年度より「TUINS キャリア・サポートプログラム」と名付け、以下の「7つの柱」を中心に就職支援活動を実行している。

【TUINS キャリア・サポートプログラム 7つの柱】

1. キャリア関連授業の体系化
2. 手厚いサポート支援
3. センター主催のイベント運営

4. 満足度の高い就職実績
5. 最新の就活状況の発信
6. 就活体験事例のプロファイル
7. 学外と連携した個別支援

1. キャリア関連授業の体系化

<現代社会学部>

令和3(2021)年度より2年次必修科目として「キャリア育成講座」を開講し、企業研究に特化した授業を展開している。これにより、1年次（「キャリアデザイン講座」）から3年次（「キャリア支援講座」）にかけてキャリア系科目が体系化された。また、5日間以上の就業体験および事前・事後学習を行った者に対してインターンシップの単位認定を行っている。

<子ども育成学部>

1年次に「キャリア入門講座」（後期：必修科目）、2年次に「キャリア支援講座Ⅰ」（通年：選択科目）、3年次に「キャリア支援講座Ⅱ」（通年：選択科目）、教員採用試験3年次受験に伴い3・4年次に「キャリア支援講座Ⅲ」（通年：選択科目）をそれぞれ正課科目として開講している。また、正課科目以外に、2・3年次生を対象に公務員・教員採用試験対策講座を設けるとともに3・4年次生を対象に分野ごとに模擬試験を実施している。

教育課程を履修する中で資格を取得できるシステムにしている。学部の教育課程には、「小学校教諭（一種免許状）養成課程」、「幼稚園教諭（一種免許状）養成課程」、「保育士養成課程の履修に必要な科目」、「社会福祉士国家試験受験資格指定科目」、「スクールソーシャルワーク教育課程科目」、「社会福祉主事任用資格科目」が組み込まれている。

2. 手厚いサポート支援

<現代社会学部>

毎日（月曜日～金曜日）学生の相談・質問を受け付け対応している。また、毎月第1・第3木曜日にハローワークから職員を派遣してもらい、学生に対する各種の就職指導を行っている。

令和元(2019)年度から学校法人大原学園と連携したWEBによる公務員対策講座を実施しており、毎年公務員試験の合格者を出している。

<子ども育成学部>

呉羽事務室において求人に関する様々な情報を学生に提供しているほか、キャリア支援担当参事（週2日の非常勤）を配置し、学生の相談に対応している。

3. センター主催のイベント運営

<学内向け>

3年次生を対象として、地元企業に協力を仰ぎ6、11月に学内企業研究会を開催している。

また、令和4(2022)年度から大学祭期間中に家族向けの就職支援活動説明会を行っており好評を博している。

これらに加えて、子ども育成学部では、毎年3分野（小学校教育分野、保育・幼児教育分野、社会福祉分野）に関連する団体・事業所等に集ってもらい、望まれる人材や大学での教育の在り方などについて意見交換を行っている。

<学外向け>

2月に、県内企業の人事担当者を対象として、本学の取組みを理解してもらうための企業・事業所・大学講演会を学外で開催し、大学と企業との繋がりを強化する努力を重ねている。

4. 満足度の高い就職実績

就職を希望した学生の就職内定率を100%とすることを基本的な目標としている。

今後、現代社会学部においては、学生に人気の業種や企業・団体を調査しながら、それら企業との接点を図り、採用に繋げていく。子ども育成学部においては、教員採用試験や公立保育士試験、社会福祉士国家試験などを受験する学生の合格率の向上を目指す。

5. 最新の就活状況の発信

就職に必要な様々な求人情報やイベント情報を学生に提供している。学内での掲示のみならずメールでも随時配信し、令和4(2022)年度からは月ごとにイベント一覧表を作成して最新の情報を配信している。

6. 就活体験事例のプロファイル

学生からの申告・報告及びゼミ担当教員からの報告により就職活動の取組状況を把握して「学生の就職活動一覧表」を作成し、キャリア支援センター委員会及び教授会で進捗状況を報告している。また、就職活動を終了した学生の活動記録を収集し、キャリア支援に役立てている。

7. 学外と連携した個別支援

両学部ともに特別な支援を要する学生がいた際に、学外機関と協力体制を築き支援にあたっている。具体的には、富山県人材確保推進課、富山新卒応援ハローワークヤングジョブとやま等の協力の下、対象学生の特性に適した仕事を体験させ、個別に適切な職場を学生と共に見つけていくことを行ってきた。

これらの取組みにより、両学部とも100%近い就職率（就職決定者数÷就職希望者数）を長期にわたり維持している。資格取得に関しては、社会福祉士国家試験の合格率（既卒者含む）が100%と北陸3県の私立大学では過去14年連続で第1位を維持している。

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キャリア形成のための支援体制では、「TUINS キャリア・サポートプログラム」を軸に、キャリア教育、資格取得支援、就職活動支援などを実施し、就職状況も大変良好である。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

学生生活の安定や課外活動の支援等、学生サービスの業務は、総合学務センターをはじめ、キャリア支援センター、国際交流センター、図書館、健康管理センター（カウンセリング室含む）及び学務課（学生支援担当）で行っている。それぞれの組織の下には、専任教員と事務職員からなる委員会を設置し、委員会で審議・検討した上で、適切に実施・運営している。組織横断的な事項に関しては、教授会・運営会議で共有・調整・決定し実行に移すことで、学生サービスの向上を図っている。

<クラブ活動支援>

東黒牧キャンパス及び呉羽キャンパスには、令和 8(2026)年 4 月 1 日現在、6 部（体育系 4、文化系 2）、24 サークル（体育系 8、文化系 16）があり、自分の能力や趣味、環境に応じて自由に加入できる。

各団体の活動に対しては、施設・設備面での支援や、経済的支援、人的支援を行っている。特に、硬式野球部、ボート部、陸上競技部の 3 部は強化指定クラブに指定し、専門指導員を配置して技術・競技力のアップを図るとともに、新規備品購入や劣化、故障した設備等の修繕を行うなどの支援を行っている。諸活動において全国大会で優勝するなど、特に優秀な成果を収めた学生・団体には、学位記授与式において「学長特別賞」「学長賞」「学長功労賞」を授与している。令和 7(2025)年度には、「学長特別賞」は候補者なし、「学長賞」を 5 団体に、「学長功労賞」を 2 団体及び 3 名に授与した。

<ボランティア活動への支援>

各自治体や団体からの参加要請や募集を受け、本学の各サークルへの情報提供や参加呼び掛けなど、学生が自主的に参加できるよう支援を行っている。

<大学祭への活動支援>

東黒牧キャンパスと呉羽キャンパスにおいて、学生が自主的に「大学祭実行委員会」を組織し、例年 10 月に大学祭を開催している。準備段階における学内調整や地域住民、関係機関等への連絡・調整等に関しては、学務課（学生支援担当）及び呉羽事務室の職員、並びに多くの教員が協力するなど、本学としても支援体制を整えている。

<「夢への架け橋」助成事業>

平成 16(2004)年度から、学生による研究・活動事業に対する助成・支援プロジェクトとして、「夢への架け橋」助成事業を行っている。「本学学生の活力を生かすとともに、地域との連携をさらに深め地域に貢献することにより、本学の活性化に資すること」を目的として、学生から研究・活動等の事業計画を募集し、採択された場合、事業の実施に対して本学より助成・支援している。令和 7(2025)年度は、現代社会学部 5 件・子ども育成学部 3 件の申請があり、8 件全てが採択・助成され、事業活動が行われた。

<健康管理センター・カウンセリング室>

健康管理センターでは、健康相談・定期健康診断等を通し、学生の病気の予防や早期発見に繋げている。新入生に対して、入学前に健康調査票を配布し、既往歴や健康に関する不安事項の把握を図り、入学後の学生サポートに活かしている。学内での疾病や外傷に対しては応急の処置を行い、

必要に応じて専門医も紹介している。健康診断で異常が認められた学生には、適切なアドバイスをするとともに経過観察し、必要があれば精密検査等を受けるよう勧めている。

また、両キャンパスにおいて、毎週カウンセラーが契約に基づく曜日に健康管理センターとは別室のカウンセリング室で、学生が大学生活を送る中で出会う様々な事柄（学業、クラブ、友人関係、家族関係、性格、就職、進路など）に関する悩みや相談にも応じている。

令和 7(2025)年度の健康管理センター利用者(学生)は延べ 996 人(東黒牧キャンパスは 336 人、呉羽キャンパスは 660 人)であった。カウンセリングを受けた学生は延べ 224 人(東黒牧キャンパス 146 人、呉羽キャンパスは 78 人)であった。

＜ハラスメントに対する取組み＞

ハラスメントの防止及び対策等を適切に実施するため、「富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」に基づいて、学長を委員長とするハラスメント防止対策委員会を設置し、教職員向けの研修を企画・実施するとともに、案件が発生した場合に適切な解決・救済を行うための体制を整えている。相談窓口としては、健康管理センター（カウンセリング室含む）のほか、学部長、ゼミ担当教員、学務課（学生支援担当）など複数の窓口を設けており、この窓口については、各ハラスメントの定義や留意点、被害にあったとき取るべき対応などの情報と共に本学ウェブサイトで公開しているほか、学期初めに配布する学生便覧においても掲載し、学生への周知に努めている。令和 7(2025)年度前期のオリエンテーションでは、啓発と窓口の紹介を行った。

＜奨学金制度＞

経済的に困難な状況にある学生の修学継続を支援するため、文部科学省の修学支援制度を利用しており、日本学生支援機構奨学金の手続きに関する説明会を実施している。近年、本制度を利用する学生が増加するとともに手続きに関する相談も増えており、個別対応を丁寧に行っている。また、本学独自の給付奨学金として、学資負担者の死亡や災害等による家計の急変などで学費等の納付が困難である者、海外留学者（半期）、外国人留学生、諸活動特待生を対象にした制度を設けている。日本学生支援機構奨学金、地方公共団体・財団等の奨学金についても、学生及び父母等からの相談に応じ、適切な助言、受給に向けた対応にあたっている。また、文部科学省の修学支援制度の円滑な利用にあたり、本学独自奨学金制度の見直しを行った。

＜海外派遣学生・受入れ留学生に対するサービス＞

国際交流センターでは、海外派遣学生・受入れ留学生に対して学修・生活に関する支援を行っている。「富山国際大学国際化推進・交流センター委員会規程」に基づき委員会を設け、支援体制や業務の改善を図っている。

海外留学にあっては、留学希望者に適した留学先の選定、事前準備（危機管理講習含む）、留学中の連絡・相談及び学習進捗のチェック、協定校等留学先との連絡などの支援業務を行っている。受入れ留学生に関しては、基準項目 2-2 で述べたチューター制度のほか、以下で述べる指導や支援を行っている。

＜外国人留学生（交換留学生を含む）に対する住宅支援＞

外国人留学生の住宅確保については、本学が民間アパートを必要部屋数分借り上げて提供している。来日時の不慣れな生活を支援するため、アパートには生活必需品を備え、光熱費込みの家賃で貸し出している。

＜アルバイトの紹介＞

学務課（学生支援担当）と呉羽事務室では、学業に支障をきたさない範囲で、学生にふさわしいアルバイトを紹介している。特に、海外からの留学生は労働時間等に制限があるので、学務課（学生支援担当）及び国際交流センターで留学生のアルバイト実態を把握し、適宜指導している。

（1）3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

（2）3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活安定のための支援に取り組み、学生に対する経済支援、課外活動への支援、健康面や生活面の相談、ハラスメント防止への取り組み、配慮を必要とする学生への組織的対応など、多様化する学生ニーズに対応するべく教職協働により適切に実施している。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

東黒牧キャンパスは、富山市中心部からバスで南へ約 40 分、東黒牧の台地に位置する。本学の母体である学校法人富山女子短期大学（現・学校法人富山国際学園）が、国有地の払い下げを受け、平成 2(1990)年に同地において本学が開学した。現在は、現代社会学部の校舎を配置している。

呉羽キャンパスは、富山市中心部からバスで西へ約 30 分、呉羽丘陵の麓に位置し、平成 21(2009)年 4 月に、本学子ども育成学部を開設した。キャンパス内には富山短期大学・富山国際大学付属高等学校・富山短期大学付属みどり野幼稚園を併設し、その一面に子ども育成学部と富山短期大学との共用校舎を配置している。

両学部とも大学設置基準を満たしており、教育研究活動の目的達成のための諸施設を適切に整備している。

＜体育施設＞

東黒牧キャンパスでは、グラウンド、体育館、テニスコート 2 面、硬式野球部雨天練習場を備え、授業及び課外活動で使用している。外部団体にも開放し、地域活動に貢献している。

呉羽キャンパスでは、グラウンド、テニスコート、体育館等を備え、併設する短大・高校との調整を図りながら授業及び課外活動で使用している。

②図書館の有効活用

東黒牧キャンパスには、図書館棟を整備し、主に現代社会学部が活用している。呉羽キャンパスには、富山短期大学付属図書館が整備されており、子ども育成学部が共同利用している。

東黒牧キャンパス図書館（図書館棟）は、1 階にインターネット環境を整備したメディアコーナーがあり、学生がいつでも情報検索に利用できる 6 台のモニターを設置している。2 階には、一般雑誌や全国紙・地方紙・外国紙が閲覧できるブラウジングコーナー、閲覧室（席数 146 席）、開架書架、電動式閉架書架、専門雑誌コーナー、メディアコーナーを整備している。館内は、無線 LAN アクセスポイントを設置し、学生所有のノートパソコンもインターネット接続が可能である。令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、約 11 万 9,000 冊・点の図書・視聴覚資料等を所蔵している。

共同利用している呉羽キャンパスの富山短期大学附属図書館は、東黒牧キャンパスと同様の環境を整備しており、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、閲覧席数 100 席、約 10 万冊・点（大学関係分約 5,600 冊・点）の図書・視聴覚資料等を配架し、学生・教職員の教育研究活動をサポートしている。

東黒牧キャンパス図書館の開館時間は、学期期間中 8:45～18:00、夏季・冬季休業期間中 8:45～17:00、呉羽キャンパス附属図書館の開館時間は、学期期間中 8:45～18:00、夏季・冬季休業期間中 8:45～17:00 となっており、教育研究活動にかかる利便性向上に配慮している。

学生への図書館利用教育を実施しており、学生便覧に「図書館利用案内」を掲載するとともに、入学時の新入生オリエンテーションの際、図書館の利用方法についてガイダンスを実施している。それ以外にもアカデミックスキルの向上を目指し、文献検索や各種サービス(複写依頼、貸借依頼など)の活用方法についての案内を随時を行っている。

富山県立図書館が提供するオンライン蔵書目録を利用した「富山県内図書館 OPAC 横断検索ネットワークシステム」で、富山県内の高等教育機関の図書館や公立図書館の全蔵書を検索することができ、県内図書館の相互利用にも供している。

平成 12(2000)年 6 月から地域に根差した大学を目指す取組みの一環として、地域住民に図書館を一般開放している。

令和 6 年度には、図書館地域開放ガイドライン及び図書館学外者利用要領の制定、図書館利用規程の一部改正を検討し令和 7 年度から施行し、地域開放の強化をはかっている。

③施設・設備の安全性・利便性

＜その他施設の安全性（耐震性）等＞

東黒牧キャンパスは、全棟平成元(1989)年以降に建設しており、昭和 56(1981)年に施行された新耐震基準により設計、施工されている。呉羽キャンパス E 館（子ども育成棟）は、平成 21(2009)年時点の耐震基準で建設されている。

施設設備の維持管理は、東黒牧キャンパスでは主として総務課が、また呉羽キャンパスでは主として呉羽事務室が担っている。定期的に法定点検（消防設備点検、電気設備点検等）を業者委託により実施し、不具合等が発見された場合は、修繕や更新を行うなど、安全の確保に努めている。

「富山国際大学防火管理規程」及び「富山国際大学危機管理規程」を整備しており、両規程に基づき、火災・地震等の不測の事態に備えている。また、防災意識を高め、学生・教職員の生命と安全を保護することを目的として、通報連絡や初期消火、避難誘導を行う訓練を消防署員立会いの下、原則年 1 回実施している。

＜バリアフリー対応＞

障がいを持つ学生のために、物理的配慮、支援制度の運用、FD 研修、周りの教職員・学生等への意識付を行っている。

物理的配慮は、両キャンパスで対応している。

東黒牧キャンパスでは、車いす利用学生等のため、専用駐車場を確保や送迎車の構内乗入れを許可しているほか、学生利用率の高い 4 号館と大学会館に車いす用の階段昇降機を、また、1・3・4 号館、大講義棟 I、厚生棟に多目的トイレを設置している。

呉羽キャンパスは、子ども育成学部の開設当初より、エレベーターやスロープ、多目的トイレ（3・6 階を除く各階）を備え、専用駐車場を確保や送迎車の構内乗入れを許可するなどバリアフリー対応を行っている。

今後、車いす利用学生の要望も丁寧に聞き取りながら、リスクのある箇所の追加措置なども検討することとしている。

制度面は、富山国際大学障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する規程、富山国際大学障がい者差別救済委員会規則、富山国際大学障がい学生支援規程、富山国際大学障がい学生支援規程施行細則を定め運用している。

学内の教職員は、FD 研修を通して合理的配慮への理解向上、障がいを持つ学生への対応方法などについて学んだ。

<福利厚生施設>

東黒牧キャンパスでは、厚生棟に食堂・ラウンジを設けている。食堂横のスペースでは、主に学生が運営に携わるキャッシュレス決済に対応した売店が営業されている。安価な商品の仕入れ・販売に工夫を凝らし、学生や教職員の人気を集めている。このほか課外活動の場として、大学会館を配置している。

呉羽キャンパスでは、学生ホール（兼食堂）やコンビニエンスストアを備えている。E 館（子ども育成棟）においては、1・4・6・7 階にラウンジを設け憩いの場を提供している。

<駐車場>

両キャンパスともバスでの通学で富山市中心部から約 30～40 分の郊外にあることから、学生の自家用車による通学を認めており、無料で使用できる駐車場を設置している。

<情報サービス施設>

教育研究のための情報ネットワークや情報処理教育支援等のサービスを提供する学内組織として大学情報センターがある。センターは情報関連に精通した職員を常時配置し、学内における情報教育研究の推進と学生・教職員へのサポートを行っている。

令和 3(2021)年度から 4 年計画で富山国際学園情報教育研究センター（後述）と大学情報センターが連携して情報ネットワークの刷新事業を進め、令和 5(2023)年度に外部接続回線とキャンパス間回線、並びに主要な学内基幹ネットワークの 10Gbps 化を完了した。

ソフトウェア面では、両キャンパスで Microsoft 社と包括ライセンス契約を締結しており、学生・教職員全員が同社の基本的なアプリケーションソフトウェアを活用できる。情報のセキュリティ強化を図る上でウイルス対策ソフトウェアの年間契約も行い安全性を確保している。

両キャンパスのほとんどの教室にプロジェクタ・大型ディスプレイが設置されており、多くの教員は PowerPoint 投影や動画を表示させる形で授業を行っている。学生向けには令和 3(2021)年度からは Microsoft Teams を、令和 5 (2023) 年度からは LMS (Learning Management System 学習管理システム) として WebClass システムを導入して学生の修学支援を行っている。コロナ蔓延と同時に遠隔授業環境の充実も図り、大雪などの悪天候の場合には Zoom を標準アプリとして緊急的遠隔授業にも対応可能となっている。

令和元(2019)年に富山国際学園情報教育研究センター（以下、「学園情報教育研究センター」という。）が設立され、本学を含む法人全体の情報化強化と仕組みの統一化、学生及び教職員のキャンパスライフの高品質化を目的として、「スマートキャンパス構想」を計画し推進している。大学情報センターは、学園情報教育研究センターと協働して本学におけるスマートキャンパスの構築と環境改善を推進している。令和 5(2023)年度からは、大学と短大の情報ネットワークを対象とした脆弱性診断、学園の全教職員を対象とした標的型攻撃メール訓練を実施し、情報セキュリティ対策に

も努めている。

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校舎、設備、実習施設、図書館などの教育環境においては、施設設備の整備と運営・管理を適切に行うとともに、情報サービス施設、体育施設、福利厚生施設の充実・維持を図り、施設設備の利便性・安全性の確保にも配慮している。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・キャリア形成のための支援体制では、「TUINS キャリア・サポートプログラム」を軸に、キャリア教育、資格取得支援、就職活動支援などを実施し、就職状況も良好である。
- ・入学から卒業までの退学率については、全国の私立大学の平均値と比べ大きく下回っている。両学部とも、講義担当者とゼミ担当教員が連携して、学生指導にあたっている。特に欠席が多い学生に関しては、父母等の協力も得ながら指導をする体制をとっている。また退学、停学、休学学生の状況は、対象学生を担当する教員から教授会で報告され、教職員間で情報共有している。
- ・学生生活安定のための支援では、学生に対する経済支援、課外活動への支援、健康面や生活面の相談、ハラスメント防止への取組み、配慮を必要とする学生への組織的対応など、多様化する学生ニーズに対応するべく教職協働により適切に実施している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

東黒牧キャンパスでは、車いす利用学生等のため、専用駐車場を確保しているほか、学生利用率の高い 4 号館と学生会館に車いす用の階段昇降機を、また、1・3・4 号館、大講義棟 I、厚生棟に多目的トイレを設置している。呉羽キャンパスにおいても、子ども育成学部の開設当初より、エレベーターやスロープ、多目的トイレを備え、専用駐車場を確保するなどバリアフリー対応を行っている。

今後車いす利用学生の要望も丁寧に聞き取りながら、リスクのある箇所の追加措置なども検討することとしている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

過去 3 年間の入学定員充足率の平均は、現代社会学部で 78.3~~94~~％、子ども育成学部で 103.0％、大学としては 88.9％であった。令和 8(2026)年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、現代社会学部で 82.5％、子ども育成学部で 112.2％となっている。現代社会学部は、前年度より入学者は確保しているが、未だ入学定員確保には至っていない。この状況を踏まえ、令和 9 年度入学生向けに学則の変更（学部の目的、収容定員の変更、専攻の分離、新教育課程の策定）を行ったことから、今後の募集活動を強化していく。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学及び各学部卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）を次のように定め、本学ウェブサイトで公表し、学生便覧で周知している。

<大学のディプロマ・ポリシー>

本学は、「共存・共生の精神と知性を磨く教育を基本に、時代の潮流に対応できる、健全にして個性豊かな人材を育成して、国際社会及び地域社会の発展に寄与する」ことを、基本理念に掲げている。

このような基本理念を踏まえて、所属学部教育課程所定の単位を修得した上で、以下のような資質・能力を身につけることを目標とする。

各学部の卒業認定・学位授与の方針は、この全学の方針を踏まえて定める。

1. 人間性の向上（DP1）

共存・共生の精神のもと時代の潮流に対応できるよう、人間として必要な知識や教養、思考力・表現力、倫理観を身につける。

2. 専門性の向上（DP2）

各学部のそれぞれの教育目標に基づき、講義、演習、実習を通して、専門分野に関わる基本的知識・技能や知的学識を習得し、専門的素養を身につける。

3. 社会性の向上（DP3）

大学内外での学修を通じて、人々と協力して課題などを解決できる、社会性を持ち自立した人間になったと実感できる力を身につける。

<現代社会学部のディプロマ・ポリシー>

「これからの 21 世紀を支える、国際的センスを持つとともに地域に精通し、かつ常に時代の潮流に対応できる実践的な人材を育成すること」を、理念・目標に掲げる。この理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上（DP1）

国際化・情報化が進む現代社会に必要な教養や基礎的能力を身につけ、自分の力で考えて行動することができる。

2. 専門性の向上（DP2）

2-1. 国際人としての能力（DP2-1）

外国語の学習や国内外におけるフィールドワーク・ボランティア活動・留学等で語学力や国際感覚を高め、その能力を国内外の交流で発揮することができる。

2-2. スペシャリストとしての能力（DP2-2）

観光・環境デザイン・経営情報・英語国際キャリアの各専攻で修得した専門的知識や技能・資格を活用し、国際社会や地域社会の様々な現代的課題の解決に自分から進んで取り組むことができる。

3. 社会性の向上（DP3）

地域社会や企業等の発展に貢献するために、他の人々と協調しながら目標の実現に向けて自分から進んで行動することができる。

＜子ども育成学部のディプロマ・ポリシー＞

「次代を担う心身ともに健やかな子どもの育成を通して、地域社会の発展に貢献できる教育・保育・福祉の人材を養成すること」を、理念・目標に掲げる。このような理念・目標を踏まえて、所定の単位を修得し、以下の資質・能力を身につけたと認められる学生に、卒業を認定する。

1. 人間性の向上 (DP1)

現代社会を生きる主体的な生活者として、また子ども育成を担う専門的職業人として必要な幅広い知識と教養を身につける。

2. 専門性の向上 (DP2)

2-1. 教育・保育・福祉の専門職としての資質・能力 (DP2-1)

子どもの生活・発達の連続性と家庭・地域・社会環境との関係性について理解し、子ども育成の理念と専門的知識・技術、実践力を身につける。

2-2. 地域に生きる専門職としての資質・能力 (DP2-2)

地域の特色ある教育・保育・福祉の実践に学び、地域に愛着と誇りをもち、地域に根づいた教育・保育・福祉の実践力を身につける。

3. 社会性の向上 (DP3)

国や地域を越えた広い視野、人間信頼と共同連帯の精神をもち、生涯にわたって自己を高める努力を続けようとする意欲と態度を身につける。

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーをもとに単位の認定と進級及び卒業の要件を定め、学生便覧に掲載し学生に周知している。

単位の認定は、両学部とも講義及び演習については15時間の授業をもって1単位とし、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位としている（学則第22条第1項参照）。各授業科目のシラバスにおいて評価方法（評価項目とパーセンテージ）を明示し、これに基づき各教員が成績評価を行っている。他大学等において修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位として認めることができることとしている（学則第25条第2項参照）。学修の達成度と成績評価の可視化を目的に「卒業論文ルーブリック」の運用を令和4(2022)年度に試験的に開始し、令和5(2023)年度から本格運用を始めた。令和5(2023)年度はさらに、「レポートルーブリック」「プレゼンテーションルーブリック」も策定し、試験的運用を開始した。しかし、現行の「レポートルーブリック」「プレゼンテーションルーブリック」は、さらに改善する必要があると、総合学務センター委員会にワーキンググループを作り、検討を開始した。

進級要件は、両学部とも3年次進級のための要件を授業科目の履修に関する規程に定めている。現代社会学部では、総単位数62単位（内、必修科目40単位以上）、子ども育成学部では、原則として必修科目43単位以上が進級要件となっている。

卒業要件は、両学部とも卒業に必要な単位数を124単位以上としている（学則第28条第1項参照）。4年次後期の成績が確定した後、卒業要件を満たしているかを確認し、卒業判定教授会の議を経て、学長が卒業認定・学位認定を決定する。

各学部の進級要件と卒業要件は、学生便覧にも記載し、学生に周知している。

単位認定は、各科目の開講学期末に実施している。科目担当者がシラバスに記載している学修の到達目標、評価方法により成績評価を行っている。各授業の1回目に授業内容の説明と同時に成績評価について説明している。シラバスには、「平常点」「小テスト」「期末テスト」等の各評価項目の比率配分も記述している。全ての授業科目について前期、後期とも15回（一部の科目は8回）

の授業回数を確保するとともに、自主的な学習活動を促すためにシラバスに授業外の学習についても記載している。

成績評価は、両学部とも、S (100～90 点)、A (89～80 点)、B (79～70 点)、C (69～60 点)、P (単位認定)、F (59 点以下)、欠 (試験欠席者等) の評価を行い、S、A、B、C、P を合格、F 及び欠を不合格としている。

また、S、A、B、C、F・欠 にそれぞれ 4.0、3.0、2.0、1.0、0.0 の GP (Grade Point) を割り当て、下記の方法により GPA を算出している。P は GPA 算出には含めない。

【GPA の算出方法】

$$\frac{S \text{ の修得単位数} \times 4.0 + A \text{ の修得単位数} \times 3.0 + B \text{ の修得単位数} \times 2.0 + C \text{ の修得単位数} \times 1.0}{\text{総履修登録単位数 (「F・欠」の単位数を含む。)}}$$

総履修登録単位数 (「F・欠」の単位数を含む。)

GPA は、学修指導、実習指導、奨学金給付条件及び退学勧告等に活用している。具体的な活用方法については学生便覧に明記し、学生に周知している。成績表には GPA も記載し、父母等にも送付するとともに、父母等から希望があればゼミ担当教員と面談を行う機会を提供している。学部・学年別の GPA 分布を本学ウェブサイト上に公開し、学生が自分の学修成果を確認するのに役立てている。

■各学部共通 成績評価表

区 分	評 価 基 準	評 価	Grade Point
合 格 (単位修得)	科目の到達目標を十分に達成しており、授業内容について深く理解していて、特に優秀な成績と認められる。	S (100～90 点)	4.0
	科目の到達目標を達成しており、授業内容について理解していて、優秀な成績と認められる。	A (89～80 点)	3.0
	科目の到達目標を概ね達成しており、授業内容について概ね理解していて、良好な成績と認められる。	B (79～70 点)	2.0
	科目の到達目標を最低限達成しており、授業内容についてある程度理解していて、合格の最低基準を満たした成績と認められる。	C (69～60 点)	1.0
不 合 格	科目の到達目標を達成しておらず、授業内容について理解が不十分である。	F (59 点以下)	0.0
	試験欠席者 授業放棄者 受験無資格者	欠	0.0
認 定	単位認定	P	—

成績評価について、学生からの疑義の申出と不服申立てに対する学内対応を、学部別の授業科目の履修に関する規程で明確化し、平成 29(2017)年度から運用を開始している。

進級及び卒業の判定は各学部の学務センター委員会、全学の総合学務センター委員会を経て教授会で審議し、学長が決定している。

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ディプロマ・ポリシーは、教育目的をもとに策定し、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせた上で、学生便覧やシラバスに掲載し学生に周知している。単位認定、卒業・進級判定は基準を明確化して公表するとともに、厳正に運用している。各授業のシラバスには成績評価基準を明記し、各授業のガイダンス時に学生へ説明し周知している。また、卒業論文作成においては、ループリックを導入し学生への指導に役立てている。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

大学及び各学部教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を次のように定め、本学ウェブサイトで公表し、学生便覧で周知している。

<大学の教育課程編成・実施の方針>

卒業認定・学位授与の方針に基づき、教養科目、専門科目を体系的に編成して、講義、演習、実習科目等を適切に配置し、効果的な授業の実施を図る。

- (1) 教養科目に、共存・共生の時代において時代の潮流に対応できる人材の育成を図るために、「人間理解」「社会理解」「国際化・情報化対応」「キャリア系」「教養演習」等の科目群を設ける。
- (2) 各学部の専門科目を、学部や専攻の専門分野の修得に適した科目群に分け、体系的に授業科目を配置する。
- (3) 社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うために、教養科目の中に「キャリア科目群」を設ける。

また、重点的に育成する全学共通の基礎的・汎用的能力として、コミュニケーション能力、協働力、課題解決力を設定し、これらの能力の向上を図るため、各授業科目でどの能力を伸ばすかをシラバスで明示する。

各学部の教育課程編成・実施の方針は、この全学の教育課程編成・実施の方針及び各学部の卒業認定・学位授与の方針に基づき、定めることとし、各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

授業の実施にあたっては、対話型授業、演習・反復型授業、グループ学習、地域フィールドワーク、授業外学習指導や自主学習等、多様な教育方法による効果的学びを採り入れることとし、各授業科目でどのような教育方法を採用するかをシラバスで明示する。

<現代社会学部の教育課程編成・実施の方針>

<教育内容>

現代社会学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に基礎的・専門的な能力の向上を図るため教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には教育目標を達成するための科目を設定する。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかはシラバスで明示する。

- (1) 教養科目（「教養科目」、「教養科目（基盤）」）および「専門科目」は、それぞれのカテゴリーで必要な必修科目、選択科目の単位数を指定する。

①教養科目：大学生として必要な教養を身につけるために、教養科目を置く。教養科目は「人間理解科目」「社会理解科目」「自然理解科目」「領域を超えて学ぶ科目」「外国語科目」「日本語科目」「情報基礎科目」「キャリア・実務科目」及び「教養演習科目」で構成される。

②教養科目（基盤）：現代社会に関する基本的な知識を学ぶために教養科目（基盤）を置く。教養科目（基盤）は、「現代社会基礎科目」「地域づくり科目」「国際交流科目」「情報科目」から構成される。

③専門科目：各専攻の専門分野で活躍できる能力を身につけるため、各専攻の教育目標に応じて専門科目を置く。

専門科目は、「観光専攻科目」「環境デザイン専攻科目」「経営情報専攻科目」「英語国際キャリア専攻科目」から

構成される。

- (2) 就職に必要なコミュニケーション能力ならびに社会で活躍できる能力を身につけるための科目として、「キャリア・実務科目」を置く。
- (3) 各専攻に開講する科目のうち課題解決能力と実践力を育成するための科目として専門演習科目を置き、特に専攻の総合的な能力を高める「専攻実習Ⅰ」（英語国際キャリア専攻は除く）「専門演習Ⅰa、Ⅰb」「専門演習Ⅱ（卒業研究を含む）」を必修とする。
- (4) 専攻分野だけでなく、関連分野における幅広い知識も身につけるため、各学生が選んだ専攻以外の専攻科目も、「概論」をはじめとする一部の科目を必修とする。
- (5) 国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。
- (6) 地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

<教育方法>

現代社会学部では、各授業科目において、確実な理解を図り学習成果を上げるための教育方法として、一般的な知識教授型の授業方法以外に、以下の5つの中で各授業科目において可能な方法を積極的に実践する。

- (1) 対話型授業 教員が学生に一方的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。
- (2) 演習・反復型授業 演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理解を図る。
- (3) グループ学習 学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題についてグループの構成員が共同で解決に当たる。
- (4) 地域フィールドワーク 地域の施設・企業などの現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。
- (5) 授業外学習指導や自主学習 授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与えたり、学生の自主的な学習を促す。

<子ども育成学部の教育課程編成・実施の方針>

<教育課程>

子ども育成学部の教育課程編成・実施の方針は、在学中に子ども育成に関する基礎的・専門的な能力の向上を図るため、教育課程を教養教育と専門教育により構成し、各教育課程には、教育目標を達成するための科目を設定している。さらに、教養教育と専門教育がより人格の形成や資質向上に資するように、特に関連性が高く、総合的な理解が求められる科目の内、本学に学ぶどの学生も習得すべき内容や技能が含まれる科目を基盤科目として設定している。各授業科目が卒業認定・学位授与の方針に定められたどの能力・素養の向上に寄与するかをシラバスで明示する。

(1) 教養科目

- ①人間・社会・自然について理解を深め、現代社会を生き抜くための資質・能力を身につけるため、「人間理解」「社会理解」「自然理解」の科目を置く。
- ②国際化・ICT活用(※)など情報化の急速な進展に対応し、現代の課題と未来を考えるための資質・能力を身につけるため、「国際化対応」「情報化対応」の科目を置く。
- ③子ども育成の専門職として必要な目的意識を明確にし、その実現に向けて学びを深めるため、「キャリア教育」の科目を置く。
- ④主体的な探究活動を通して、生涯学び続け、自己研鑽に努める資質・能力の基礎を養うため、「演習」の科目を置く。

(2) 基盤科目【教養科目（基盤）・専門科目（基盤）】

国際化・情報化に関する教養科目（基盤）と、教育・保育・福祉の総合的理解を図るための子ども育成の理論・内容・方法・技術に関する専門科目（基盤）を設置し、それらに関連的・横断的に学ぶことによって専門的な内容をさらに理解・修得できるようにする。

(3) 専門科目

- ①子どもの生活・発達・教育に関する理論を学び専門知識を身につけるため、「子ども育成の理論」の科目を置く。
- ②子ども育成の内容・方法・技術を学び、実践への基礎的な資質・能力を身につけるため、「子ども育成の内容・方法・技術」の科目を置く。
- ③現場での体験を通して、実践的な資質・能力を身につけるため、「子ども育成の実習」の科目を置く。

- ④子どもの心身の発達や社会環境に関する理解を深めるため、「子どもの発達と環境」の科目を置く。
- ⑤子どもに対する理解を深め、相談・援助に関する知識・技能を身につけるため、「子ども育成の相談・援助」の科目を置く。
- ⑥子どもと家庭、地域社会の福祉に関する理解を深め子どもの自立を支援するため、「子どもと家庭・地域の自立支援」の科目を置く。
- ⑦富山の特色ある教育・保育・福祉の取り組みへの参加や体験を通して、地域の実践を学び、地域連携の重要性を理解するため、「富山の子どもの育成」の科目を置く。
- ⑧子ども育成の学びの集大成として、論文の作成・発表を通して、生涯学び続ける研究態度と自己研鑽の姿勢を身につけるため、「子ども育成の研究」の科目を置く。

(4) 副専攻プログラム

国際社会で活躍できる、外国語コミュニケーション能力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（グローバル人材育成プログラム）を置く。

地域社会で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践能力のある人材を育成するために、副専攻プログラム（地域創生人材育成プログラム）を置く。

<教育方法（授業方法）>

- (1) 対話型授業 教員が学生に一方的に講義するのではなく、学生も参加し、学生と教員が双方向的に対話や問答をしながら、理解を深める。
- (2) 演習・反復型授業 演習課題、具体的な事例についての考察、重要な事項について反復学習をすることにより、確実な理解を図る。
- (3) グループ学習 学生同士が複数のグループに分かれ、設定した課題について、グループの構成員が共同で解決に当たる。
- (4) 地域フィールドワーク 地域の教育・保育・福祉施設等の現場や実習場所に出向き、実践活動を行いながら、理解を深める。
- (5) 授業外学習指導や自主学習 授業外で教員が個別に学習指導したり、学習課題や調査課題などを与え、学生の自主的な学習を促す。

(※) ICT(情報通信技術)活用

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

大学及び学部教育課程編成・実施の方針は、大学及び学部の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との一貫性・整合性を確保し策定している。卒業認定・学位授与の方針では、卒業までの学修成果として「人間性の向上」「専門性の向上」「社会性の向上」を基本に、それぞれで身につけるべき資質・能力を学部別に明記している。これを踏まえて、教育課程編成・実施の方針では教育内容を体系的に編成している。また、各授業科目のシラバス（講義要綱）において、各学部の卒業認定・学位授与方針に定められたどの資質・能力の向上に寄与するかを明示することにより、両方針の一貫性・整合性を担保している。

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

両学部とも、教育課程を体系的に編成している。授業科目には、「必修科目」と「選択科目」があり、加えて子ども育成学部では、卒業要件に算入しない「自由科目」も設け、所定の「開講年次」と「開講時期」（前期・後期・通年）に授業を開講する。

非常勤講師を含む全教員に「シラバス作成要領」を配布し、これに従い Web シラバスに、各授業科目の授業の概要、キーワード、到達目標、関連の深いディプロマ・ポリシー、関連の深いカリキュラム・ポリシー、重視するキー・コンピテンシー、採用する教授方法、授業計画、評価方法、使用資料、授業外学修等、授業外質問方法、オフィスアワーを記載して公開している。作成されたシラバスは、ピアチェック（授業担当者以外の教員による点検）を行っている。

両学部の授業科目の履修に関する規程で学期あたりの履修登録上限単位数は、原則 22 単位（年

間では 44 単位）と定めている。なお、成績優秀者への特例措置として、翌学期の履修上限単位数を 26 単位に増やすなど、意欲ある学生の学修を妨げない工夫もしている。

＜現代社会学部の教育課程の体系的編成＞

教育課程編成・実施の方針に基づき、現代社会学部の教育課程は「教養科目」「教養科目（基盤）」及び「専門科目」に分類される。

教養科目は「人間理解」「社会理解」「自然理解」「領域を超えて学ぶ」「外国語」「日本語」「情報基礎」「キャリア・実務」及び「教養演習」の科目で構成される。

教養科目（基盤）は、「現代社会基礎」「地域づくり」「国際交流」「情報」の科目で構成される。

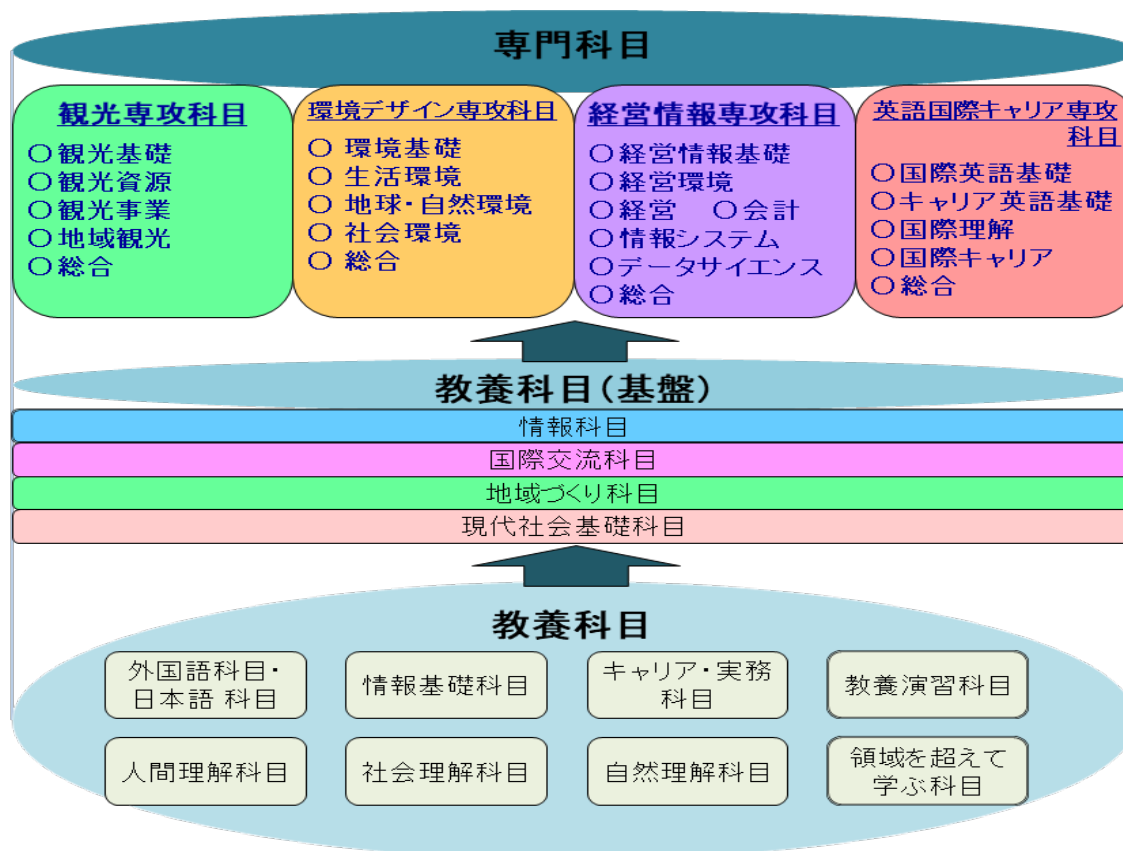
専門科目は、4 専攻（観光専攻、環境デザイン専攻、経営情報専攻、英語国際キャリア専攻）の科目で構成され、学生は 2 年次でいずれかの専攻を選択する。

現代社会学部の教育課程の特色は、三つの点に集約される。

- ・多様な価値観を学び、国際的視野を広げる。
- ・地域社会の発展に貢献できる人間力を養う。
- ・情報社会で活躍できる知識とスキルを修得する。

現代社会学部の体系を明確に示すため、カリキュラム構成概念図を図 3-2-1 に示す。また、カリキュラムツリーは本学ウェブサイトに掲載し、学生にも周知している。

図 3-2-1 現代社会学部のカリキュラム概念図



＜子ども育成学部教育課程の体系的編成＞

教育課程編成・実施の方針に基づき、子ども育成学部教育課程は、「教養科目」「専門科目」に大別される。その科目の中から、さらにどの学生も修得すべき内容や技能が含まれる科目を「教養科目（基盤）」「専門科目（基盤）」として位置付けている。

教養科目は、「人間理解」「社会理解」「自然理解」「国際化・情報化対応」「キャリア教育」「演習」の科目で構成される。

専門科目は、「子ども育成の理論」「子ども育成の実習」「子どもの発達と環境」「子ども育成の相談・援助」「子どもと家庭・地域の自立支援」「富山の子ども育成」「子ども育成の研究」の科目で構成される。

特に国際化・情報化に関する「教養科目（基盤）」と教育・保育・福祉の総合的な理解を図るための子ども育成の理論・内容・方法・技術に関する「専門科目（基盤）」を設置し、それらを関連的・横断的に学ぶことによって、専門的な内容をさらに理解・修得できるようにしている。

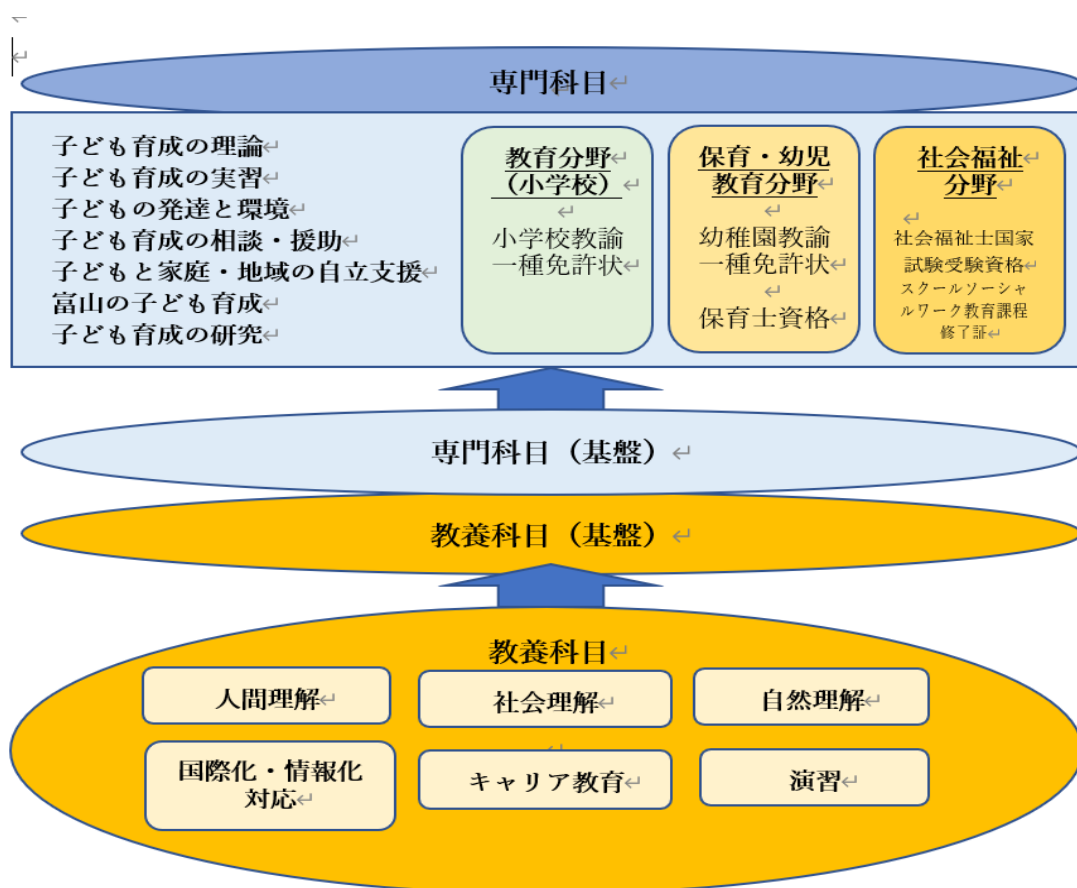
子ども育成学部教育課程の特色は、三つの点に集約される。

- ・子どもの育ちとその環境を一体的に捉える。（教育と福祉の協働・融合）
- ・少人数できめの細かい実践的専門教育を推進する。
- ・「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」ことを重視する。

教育課程には、「教職課程（小学校教諭（一種免許状）、幼稚園教諭（一種免許状））に必要な科目」、「保育士の養成課程に必要な科目」、「社会福祉士国家試験受験資格取得の指定科目」、「スクールソーシャルワーク教育課程の科目」、「社会福祉主事任用資格の科目」が組み込まれている。

子ども育成学部教育課程の体系を明確に示すため、カリキュラム構成概念図を図 3-2-2 に示す。また、カリキュラムツリーは本学ウェブサイトに掲載し、学生にも周知している。

図 3-2-2 子ども育成学部のカリキュラム概念図



＜地域創生人材・グローバル人材の育成と副専攻プログラムの実施＞

本学では、「共存・共生の精神」を基本理念の中核に据え、地域社会と国際社会の発展に貢献できる人材の育成に注力している。

富山県内出身者、県内就職者が多く地域密着性の高い大学として、地域課題探求心と課題解決力を育てるため、必修科目を含む「地域志向科目」（現代社会学部 32 科目、子ども育成学部 26 科目）を設定している。学生の多様な知的探求心を喚起し、広い視野と実践力を有する人材を育成することを目的に、副専攻プログラムの一つとして「地域創生人材育成プログラム」を開設し、地域創生で活躍できるリーダーとなり得る、課題解決力と実践力のある人材の育成に取り組んできた。

また、もう一つの副専攻プログラムとして、「グローバル人材育成プログラム」を開設し、地域社会のグローバル化や国際社会で活躍できる実践力のある人材育成に取り組んできた。

副専攻プログラムを修了した学生には、卒業時に学位記と併せて、プログラム修了証書を授与している。令和 7(2025)年度の副専攻を終了した学生の実績は 1 人であり、今後副専攻制度の在り方を検討する必要がある。

＜MDASH（「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」）の実施＞

全学生を対象に、数理・データサイエンス・AI への関心を高め、適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、MDASH（「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」）を実施しており、令和 4(2022)年度には、文部科学省から「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」（両学部）と「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（応用基礎レベル）」（現代社会学部）に認定された。令和 7(2025)年度にリテラシー教育プログラムを修了認定された学生は、現代社会学部 86 人、子ども育成学部 87 人の合計 173 人であった。応用基礎教育プログラムを修了認定された学生は、18 人であった。

④教養教育の実施

本学は、幅広い教養の修得を通じて、時代の潮流である「国際化」「情報化」「少子高齢化」「環境との共生」の全般に対応できる人材の育成を教育目標に掲げており、人間形成のための教養教育を実施している。

総合学務センター長を委員長とした総合学務センター委員会で全学的な教養教育について検討・調整を行い、教授会・運営会議での審議を経て決定することにより、教養教育に係る運営上の責任体制を整えている。学部段階では、教養教育に関する検討・調整は学部学務センター委員会で行っている。

教養科目の内容としては、「人間・社会・自然に関する科目」や「国際化や情報化の急速な進展に対応する科目」、あるいは、「専門職としての目的意識を明確にさせ、主体的な探究活動や自己研鑽に努める能力の基礎を身につけさせる科目」などを設置している。

教養教育の一部である「初年次教育」では、「大学生活のためのツールブック」（現代社会学部）や「教養演習ガイドブック」（子ども育成学部）を作成して 1 年次生全員に配布している。ツールブックやガイドブックには、大学生として知っておくべき基本的なアカデミック・スキル（ノートの作り方、引用の仕方、文献検索方法、研究倫理等）を記載している。

また、両学部共通の科目の一部では、オンライン授業を実施し、他学部の教養科目も受講できるようにしている。

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、授業方法の工夫・改善・開発のために様々な活動を行っている。「授業アンケート」は、非常勤講師が担当するものを含む全科目で実施している。その結果は学内限定で公開し、各教員は授業の工夫、改善に役立てている。また、FD 研修を開催し、教授方法の工夫、改善を図っている。

授業の工夫、改善に際しては、下記の「確実な理解を図る学び」と「社会に繋げる学び」を特に重視している。

a) 確実な理解を図る学び

各学部教育目標に基づき、教養科目や専門科目を通して必要な知識・技能や学識を確実に身につけるため、各分野の基礎となる科目は原則必修科目として、確実な理解を図っている。

各授業科目において、確実な理解と学修成果を上げるために、アクティブラーニングを推進する視点から、「大学の教育課程編成・実施の方針」で示した 5 つの教育方法「対話型授業」「演習・反復型授業」「グループ学習」「地域フィールドワーク」「授業外学習指導や自主学習」（基準項目 3・2 -①参照）を推奨している。各授業科目のシラバスには、これらの授業方法のどれを採用するか明示するようにしている。

b) 社会に繋げる学び

<実学・実務及び実践重視型教育による学び>

「演習・実習科目」、「学外や外国での研修やインターンシップ」、「資格取得のための実務的科目」などを取り入れ、体験や経験を積み重ねることによる学習効果の向上や実践的能力の養成を図っている。例えば、現代社会学部では「地域づくり実習」「国際交流実習」「観光実習」「環境デザイン実習」「経営情報実習」、子ども育成学部では「生活文化演習」「地域社会参加活動」「幼稚園教育実習」「保育所実習」「小学校教育実習」「相談援助実習」など、多彩な実習・演習科目を開講している。

<産業県・教育県富山の強みを生かした学び>

本学は、富山県内高校出身者が約 9 割を占め、また県内就職者も約 8 割を占める地域密着型の大学である。「地域で学ぶ」「地域に学ぶ」「地域で育つ」を合い言葉に、日本海側で有数の産業県、また教育県である富山県の優れた学習環境を生かした教育の実践を行っている。「とやま地域学」（両学部）、「地域づくり実習」「富山県の文化・自然と観光」（現代社会学部）、「地域社会参加活動」「富山の教育（保育、福祉、生活）特別講義」、「富山に学ぶインターンシップⅠ・Ⅱ」（子ども育成学部）等を開講している。

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育課程は、学部ごとにカリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムを体系的に編成し、全ての科目についてシラバスを作成して、ディプロマ・ポリシーとの関連性、到達目標や授業方法等の詳細情報を記載している。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、令和 3(2021)年度に「アセスメント・ポリシー」を定め、令和 5(2023)年度に評価項目の改訂を行った。「アセスメント・ポリシー」は、①全学レベル、②教育課程レベル（学部レベル）、③科目レベル、④個人レベルの評価を定期的に行い、教育改善に繋げている。多様な尺度や測定方法により多面的な点検・評価を行うこととしており、主にアンケート調査等に基づくものと各種データ等に基づくものに分けられる。

アンケート調査等の実施や各種データの収集は、主に学務課が行い、IR センターを中心に分析を行い、その内容を教授会や運営会議で報告し評価に繋げている（基準項目 6-2-②参照）。

また、教育内容や学生の学修成果を点検するために学外者の協力を得ている。大学の外部評価委員会を毎年開催し、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検、学部教育の内容や各種資格試験の結果、就職状況などについて意見を聴いている。

a) アンケート調査等に基づく点検・評価

<入学者アンケート>

入学者を対象とし、アドミッション・ポリシーに合致した学生が入学しているかを把握することを目的としている。

<自己評価シート>

全学生を対象とし、半期ごとに学生に自身の成績や活動内容を確認させ、自分の成長度合いを自己評価させることを目的としている。

<授業アンケート>

全学生・全科目を対象とし、学生の理解度や到達度・満足度、教員の熱意、シラバスの内容の適切さなどを確認することを目的としている。

<卒業時アンケート>

4 年次生を対象とし、4 年間の教育活動の満足度やディプロマ・ポリシーの達成度を把握することを目的としている。

<卒業生アンケート>

卒業生を対象とし、大学で学んだことが社会で役立っているかを検証することを目的としている。

<企業アンケート>

卒業生が就職した企業等を対象とし、ディプロマ・ポリシーに謳っている「人間性」「専門性」「社会性」が本学卒業生に備わっているかどうかを測ることを目的としている。

b) 各種データ等に基づく点検・評価

<成績分布状況（GPA）>

全学生を対象とし、成績評価の公平性・適切性を測ることを目的としている。

<修得単位状況>

全学生を対象とし、学部ごとに単位数の観点から学生の学修状況を把握することを目的としている。

<退学率・休学率>

全学生を対象とし、学籍異動状況を把握して、個別の理由のみならず全体的な傾向や課題を明らかにすることを目的としている。

<就職率>

就職を希望する学生を対象とし、進路決定状況と学部の特性に応じた就職が行われているかを把握することを目的としている。

<資格・免許取得状況>

全学生を対象とし、学生の資格・免許取得状況を把握することを目的としている。

<卒業研究ループリック>

卒業研究を対象とし、卒業研究の質の向上を図るために、研究内容を客観的に評価することを目的としている。

<授業科目と関連したディプロマ・ポリシー達成度>

全学生・全科目を対象とし、学生に、各授業科目の履修を通じてディプロマ・ポリシーがどの程度達成されたかを確認させることを目的としている。

<能力特性評価テスト>

全学生を対象とし、学生に、様々な能力特性をどの程度獲得したかを確認させることを目的としている。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アンケート調査等や各種データの集計結果は、総合学務センター委員会をはじめとする各種委員会・教授会等で報告し、学生や教員にフィードバックして、以下に述べる各種改善に繋げている。

a) アンケート調査等に基づく改善

<入学者アンケート>

アドミッション・ポリシーや学生募集広報のあり方の改善に繋げる。

<自己評価シート>

評価結果を踏まえ、学生が自分の修学状況を確認しながら、次の学修を目標を持って意欲的に進められるようにしている。

<授業アンケート>

科目別の集計結果は学生にフィードバックしている。各教員は科目別の「授業アンケートコメント（改善レポート）」を提出し、教育内容や授業方法の改善に役立てている。

<卒業時アンケート>

ディプロマ・ポリシーや教育内容の改善に繋げる。

<卒業生アンケート>

教育課程が社会ニーズに対応しているかを検証し、改善に繋げる。

<企業アンケート>

教育内容が企業等のニーズに合致しているかを検証し、改善に繋げる。

b) 各種データ等に基づく改善

<成績分布状況（GPA）>

分布状況を教員にフィードバックし、成績の公平性・適切性の確保を図っている。

<修得単位状況>

修得単位数の多寡を把握し、学部ごとに時間割・教育課程の改善に繋げる。

<退学率・休学率>

退学・休学の背後に大学側の課題がある場合に改善に繋げる。

＜就職率＞

就職状況を踏まえ、キャリア支援の改善・充実に繋げる。

＜資格・免許取得状況＞

取得状況を踏まえ、教育内容やキャリア支援の改善・充実に繋げる。

＜卒業研究ループリック＞

評価結果を学生や指導教員にフィードバックし、研究の質の向上を図る。

＜授業科目と関連したディプロマ・ポリシー達成度＞

学生が自分のディプロマ・ポリシー達成状況を確認しながら、次の学修を意欲的に進められるようにしている。

＜能力特性評価テスト＞

学生が自分の能力特性の獲得状況を確認しながら、次の学修を意欲的に進められるようにしている。

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学修成果の点検・評価については、アセスメント・ポリシーに従い各種データを分析し、学生や教員にフィードバックしている。

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

・単位認定、卒業・進級判定は基準を明確化して公表するとともに、厳正に運用している。各授業のシラバスには成績評価基準を明記し、各授業のガイダンス時に学生へ説明し周知している。
また、卒業論文作成においては、ループリックを導入し学生への指導に役立てている
・授業と関連した DP の達成度と能力特性評価テストとの相関関係の分析など IR センターを中心に分析が行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

・外部評価委員会では、留学生の受け入れの拡大や、海外での活動の場を作ることが指摘された。
・副専攻プログラムを修了した学生には、卒業時に学位記と併せて、プログラム修了証書を授与している。令和 7(2025)年度の副専攻を終了した学生の実績は 1 人であり、今後副専攻制度の在り方を検討する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

・現在検討中のカリキュラム改訂において、副専攻の在り方の検討を行う。
・留学生受け入れの拡大に関して、留学生寮などの居住施設や留学生をサポートする者の配置など受け入れ態勢の整備を行う必要がある。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「学校法人富山国際学園職員組織規程」及び「富山国際大学学長選考規則」に基づき理事会での選考を経て理事長から任命される。学長の責務は、学則第4条第2項に「校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定めており、大学運営の最終的な決定権を有してその責任を負う。

また、学則に基づき各学部には学部長を置き、学部長は「学校法人富山国際学園職員組織規程」に定めのあるとおり、「学長を助け、学部内の所掌事務を掌理」し、教学マネジメント面で学長の補佐役を担っている。

学長の意思決定を補助する役割については、教授会に加え、学長の諮問機関として運営会議を設置している。教授会や運営会議で審議し学長に対し意見を述べる事項については各規程に明記し、全教職員と共有している。

また、各学部・部門等の様々な課題等に関する連絡調整や方針決定に係る協議を行う学長補佐体制として、「学長補佐会議」（旧連絡調整会議）を設置している。新規の課題提案等については、同会議において学長が担当部署を提示し、調整を行っている。

学長は、入学者選抜や入試関連の重要事項等を決定する入試対策拡大会議や新規教員採用時の拡大採用審査委員会等の重要な会議・委員会の議長になるとともに、各部会議にもオブザーバー参加して意見を述べるなど、本学の運営全般において強いリーダーシップを発揮している。

②権限の適切な分散と責任の明確化

各部署の所管業務、事務分掌、職務の権限等については、「学校法人富山国際学園職員組織規程」「学校法人富山国際学園事務組織規程」「学校法人富山国際学園事務決裁規程」で明確に定め、事務分掌は全教職員に周知している。

権限の適切な分散と責任の明確化を図るため、管理部門に相当する「運営管理部」、学務全般を扱う「総合学務センター」を擁した教育研究部門に相当する「教育研究部」、総合戦略部門に相当する「戦略企画部」の3部局を設けるとともに、事務部門を統括する「事務部」を設け、各部局に事務職員を配置することで部局横断的な事務組織を整えている。

教育研究部に含まれる教授会は、各学部教授会に加え、両学部合同教授会を開催することで、各学部固有の議題と両学部にまたがる議題とを整理し、効率的且つ丁寧な審議が行える体制としている。「富山国際大学教授会規程」第3条では審議事項として、学校教育法第93条に定める学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与に関する事項のほか、学生の試験、成績や教育課程の編成に関する事項などの教育研究に関する重要事項を定め、学長に意見を述べることとしている。教授会で審議すべき事項については、前述のとおり規程に明示するとともに、合同教授会の場合でも確認し、教職員に周知している。

また、「富山国際大学学則」第5条及び「富山国際大学運営会議規程」に基づき、全学の教育及び研究の基本に関する事項、教学組織及び教員の人事の基本に関する事項、学則その他教学に関する学内諸規程の制定及び改廃に関する事項など大学運営に係る重要事項について審議し、学長に対して意見を述べる運営会議を設置している。同会議に前述の各部局の長（総合学務センター長含む）が参加することで、議長を担う学長のリーダーシップの下に、教職協働による教学マネジメントを構築している。

総合学務センター委員会は、全学の学務に関する事項について審議・決定を行うため、毎月1回

開催している。総合学務センター委員会では、委員会規程第 2 条の規定により、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに関連する内容ははじめ、学修成果の評価、教育改善や学生支援など、教学全般にわたる事項に関して審議している。また、総合学務センター委員会には専門委員会として教職課程委員会を置き、教職課程全般にわたる事項を審議している。

③職員の配置と役割の明確化

事務組織については、令和 4(2022)年度の全学的組織改編に伴い、職員の配置と各課の役割分担の見直しを行った。従来、教務課、学生課、入試広報課に分かれていた 3 課は 1 課 3 担当に改編し、学務課の教務担当、学生支援担当、入試担当として相互に連携協力して業務を遂行する体制とした。また、大学の将来構想や学長裁量経費の審議、本学の各種情報発信、SDGs(Sustainable Development Goals)の推進、外部資金の獲得などを戦略的に企画・推進する戦略企画部の事務組織として新たに「戦略企画室」を設置した。組織改編から 3 年が経過し、事務組織における各部署の運営が軌道に乗った形となった。

事務部長ほか各課長は、月に 2 回開催する「部課長会議」において、部局横断的な内容について協議するとともに、運営会議や合同教授会、学長補佐会議にもオブザーバー参加し部課長会議の結果報告や意見を述べることで、学長のリーダーシップの下で教職協働による教学マネジメントの強化推進に寄与している。

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長は、学内組織や事務組織、各種委員会等を統率して、大学の意思決定と教学マネジメントにリーダーシップを発揮している。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

<教員の配置>

本学は 2 学部 2 学科で構成されており、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在の専任教員数は、学長 1 人、現代社会学部 19 人、子ども育成学部 18 人、計 38 人の専任教員を配置しており、大学設置基準や教職課程認定基準などにより定められている専任教員数の基準を満たしている。

教員構成に関しては表 5-2-1 の通りである。

表 5-2-1 専任教員数と非常勤教員数（令和 7(2025)年 5 月 1 日現在）

教員数	学長		教授		准教授		講師		助教		計		非常勤	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
学長	1										1			
現代社会学部			10	2	4	2	0	1			14	5	11	9
子ども育成学部			4	5	1	3	3	2			8	10	11	6
その他														

現代社会学部では 4 専攻（観光、環境デザイン、経営情報、英語国際キャリア）、子ども育成学部では 3 分野（教育、保育、福祉）の専門教育及び教養教育を円滑に実施できるように必要な専任教員を配置している。

令和 7(2025)年度の兼任講師（非常勤講師）は、現代社会学部 25 人、子ども育成学部 22 人である。現代社会学部全開講科目 191 科目（両学部共通 6 科目含む）のうち兼任講師担当科目は 56 科目（担当率 29.3%）、子ども育成学部全開講科目 168 科目（両学部共通 6 科目含む）のうち兼任講師担当科目は 21 科目（担当率 12.5%）である。両学部共通 6 科目のうち、兼任講師担当科目は 0 科目であり、両学部全授業科目のうち兼任講師が担当する比率は 21.44%である。

専任教員の年齢構成については、現代社会学部は 50 歳代と 60 歳代が、子ども育成学部は 50 歳代がやや多い。

<教員の採用・昇任等>

「富山国際大学教員選考規程」第 2 条において、「本学の教員は、人格及び見識が卓越し、学術に秀で、富山国際大学就業規則第 3 条第 2 項に規定する教職員の職務を遂行する能力及び業績を有する者であることを基本とする」と定めている。また、富山国際大学就業規則第 3 条第 2 項では、「教育職員は、教育活動、学内業務、研究活動、社会貢献等の職務を行うものとし、教育活動及び学内業務の職務は研究活動等より優先するものとする」と定めている。

教員の採用・昇任については、「富山国際大学教員選考規程」に基づき選考が行われる。教員選考規程においては、研究業績、教育業績、実務経験、学会活動及び社会的活動の経歴等を総合的に考慮して選考するとした上で、教授、准教授、講師、助教それぞれについて要件を定めて運用している。

<教員の個人評価>

本学の教育研究活動を活性化する教員評価制度は、平成 16(2004)年に導入され、平成 26(2014)年度より、教員の活動についても PDCA サイクルを機能させるために、年度当初に年間活動計画（P）を提出して、計画に基づく活動を実行（D）し、年度末に活動計画の達成度を自己評価（C）

して、次年度の活動改善（A）に繋げる方針としている。

「富山国際大学就業規則」に従って、評価対象は「教育」「組織運営（学内業務）」「学術・研究」及び「社会貢献」の4領域の活動となっている。各教員から提出された自己評価に基づき学部長が評価し、学長が定めるその他の報告・記録も参考に、学長が最終的に評価する。具体的な評価方法については「教員個人評価実施基準」で定めている。

評価結果は各教員に文書で通知し、評価結果を踏まえて教員の給与、教育研究費の配分、昇任等に反映させるとともに、3年任期からの無期転換可否を判断する材料としても活用している。

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学設置基準に定められた専任教員数の基準を満たしており、教員の採用・昇任は「富山国際大学教員選考規程」に基づき適切に行われている。教員の個人評価を実施し、評価結果をフィードバックして教育改善や研究意欲の増進に役立てている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教職員のFD・SD(Staff Development)研修については、総合学務センター委員会を中心に各部署がそれぞれのテーマを設定して組織的に実施している。また、本学が所属している一般社団法人学習評価・教育開発協議会主催のFD・SD研修会にも参加し、教育内容・方法等の改善に繋がっている。

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

富山国際大学スタッフ・デベロップメント(SD)推進委員会(以下、「SD推進委員会」という。)規程に基づき、SD推進委員会で毎年度当初に職員研修計画を立案して実施している。また、年度途中であっても業務遂行上必要と考えられる研修内容は、当初計画にはなくとも学内周知後に追加している。

学園全教職員を対象とした学園主催のもの、外部団体が主催のもの及び本学独自で企画立案した研修等に加えて、主に教員対象のFD研修にも事務職員が積極的に参加し、年間を通じて多くの研修の機会が提供されている。令和6(2024)年度には、アクションプランにも掲げる業務内容の見直しと時間外労働時間の削減を主目的とした働き方改革を推進・実施したほか、令和6(2024)年度には、機関別認証評価受審の際にSDの基本方針が未策定であることを書面質問で指摘されたことを受けて、SD推進委員会で規程改正と基本方針の策定を行い、令和7(2025)年4月1日より施行することとした。

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教育の質的向上・維持を図るべく総合学務センター委員会において教育改善のための FD 研修会の計画を行うと同時に、事務職員で構成される SD 推進委員会とも相互協力し、教職員の資質の向上と能力開発及び働き方に対する意識改革に努め、安定した教職協働体制の構築を図っている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

本学は専任教員にインターネット設備を備えた個人研究室を割り当てている。また、セキュリティ要件を確保した上で、クラウドサービスによるストレージやワークフローの利用を可能としており、テレワークや出張等においてもその利便性を確保している。

②研究倫理の確立と厳正な運用

学園は、関係法令や国のガイドラインにおける基準等を遵守し、研究倫理の確立と厳正な運用を図るため、学園規程を整備してきた。

本学としても、「富山国際大学倫理綱領」に、大学教職員及び研究者として遵守すべき倫理規範及び倫理保持を図るための規範を定めるとともに、年 1 回、全教職員を対象として「研究倫理・コンプライアンス研修」を実施し、倫理観の醸成や啓発を行っている。

また、「富山国際大学倫理委員会規程」を定め、教員が行う人を直接対象とした研究のうち、倫理上の問題が生じるおそれがある試験、実験又はその他の研究が、「ヘルシンキ宣言」や国の倫理指針の趣旨に沿い適正に行われるよう倫理委員会を設置・開催し、倫理的、法的及び医学的見地等からの審査を行うこととしている。令和 7(2025)年度には、倫理委員会を 3 回開催し計 6 件の審査を行った。

③研究活動への資源の配分

毎年度、各教員が執行できる研究費予算を職階に応じた額で確保し、「研究研修費」「研究旅費」「図書費」「機器備品費」の各科目に分け、各々の支出予定（要望）内訳に沿い、配分している。また、これに加え、学長による教員個人評価に基づく再配分（特別配分）を行っている。

平成 26(2014)年度からは、大学の改革推進や教育研究の活性化のため、①融合研究プロジェクト、②教育改善プロジェクト、③外部資金挑戦プロジェクト、④改革推進プロジェクトの 4 領域に分け教育研究課題を募り、学内審査を経て学長が経費を配分する「学長裁量経費制度」を設けた。

こうしたなか、上記 4 領域の境界が曖昧であるがゆえに、学長裁量経費の本来の趣旨から外れるような提案が散見されるようになってきたことから、令和 7(2025)年度に向けては、教員個人評価に基づく再配分のウエイトを大きくして個々の教員の研究充実を図る一方で、学長裁量経費についてはその趣旨に立ち返るような募集形式に見直すこととした。具体的には、提示する課題を大きく分けて 2 つ（①多くの教員がグループを形成して行う融合研究、学部による教育改革、複数センターが連携した新規広報活動など ②運営の効率化省力化、学生に利便性快適性の向上、短大、高校、幼稚園などとの連携・融合に取り組む課題）とし、代表者として応募できる課題は 1 件まで、さらに 1 件あたり上限 100 万円として 2～3 件の採択を目途とする、といった形式を取ることにした。

令和 7(2025)年度は 3 件を採択した。

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

教員研究費を各教員に配分した上で、さらに学長裁量経費を設置し、教育研究の活性化や大学の改革推進に役立てている。「富山国際大学倫理綱領」や「学校法人富山国際学園の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」を整備し、毎年研究倫理に関する教職員研修も開催して、研究倫理の確立と厳正な運用に教職一体で進めている。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教員個人評価に基づく研究費の再配分や、学長裁量経費については、研究意欲の増進を図る上で効果的な取組みであり、認証評価実地調査時にも、高い評価を受けた。令和 7(2025)年度は、募集方法を見直し、教員個人の募集ではなく学部全体や事務全体あるいは学園全体を巻き込んで取り組むような大きな提案を募集するものとし、制度の改善を図った。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまでの SD 推進委員会の構成員は、主として事務職員に規定されていたが、規程改正により教員もその構成員に加え、教職員による委員会組織で令和 7(2025)年度より運営することとした。

令和 4(2022)年度の組織改編から 3 年が経過し、会議体、委員会等運営の課題（委員数や会議数の削減、効率化の余地あり）が見えて来た。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年度より SD 推進委員会は、教職員により委員会運営することとなったことから、研修内容を主に従来の事務寄りの内容から教育・研究分野にも広げ、FD・SD の垣根を越えて幅広い研修が展開できるようになった。

委員会等の見直しについては、令和 7(2025)年度に向けて、各学部の担当委員数を削減するとともに、開催頻度の削減あるいはメール審議の活用、取り扱う議事の整理などを行い、一層の効率化を図ることとしている。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

本学を経営する富山国際学園は、「学校法人富山国際学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第 3 条において、法人の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」と定めている。寄附行為をはじめとする諸規程に基づき組織運営を行い、高等教育機関として社会的責務を果たせる経営を行っている。

令和 6(2024)年 1 月には、「富山国際大学・富山短期大学ガバナンス・コード」を策定・公表し、同コードに掲げる行動規範や運営方針に基づき、経営の規律と誠実性の維持に一層努めることとしている。

また、本学では、教職員の遵守すべき倫理及び倫理保持を図る上で必要な事項を「富山国際大学倫理綱領」で明確に定めている。

私立学校法第 47 条の指定事項、第 63 条の 2 の指定事項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定されている教育情報、及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定されている教員の養成の状況等は全て作成し、学園又は本学のウェブサイトにおいて漏れなく公表している。

②環境保全、人権、安全への配慮

快適な環境を提供するため、樹木の剪定や芝生除草管理を定期的に行うとともに、キャンパス全体の緑化対策（植樹等）等を実施している。特に東黒牧キャンパスでは、自然との調和を図るために、企業・団体の協力を得て学生参加の下、森づくり活動を継続的に実施している。令和 5(2023)年度には、SDGs の実現に向け、教育、研究、地域・国際連携を通じて社会に貢献すべく、学長による「富山国際大学 SDGs 宣言」を策定・公表した。

人権への配慮については、「富山国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、ハラスメントの防止に係る啓発を行うとともに、ハラスメント対策委員会（委員長は学長）を設置し関連事案に対応している。

本学が有する個人情報についても、「富山国際大学個人情報の保護に関する規程」等に基づき、その適正な取扱いを確保している。

男女共同参画をはじめとするダイバーシティの推進に関しては、令和 5(2023)年度に策定した本学のアクションプランに盛り込み、毎年研修を行っている。

安全への配慮については、「富山国際大学危機管理規程」を策定し、全学的に危機管理・対策を行っている。また、「富山国際大学防火管理規程」を整備し、自衛消防隊を組織している。消防計画を策定し、年 1 回、地元消防署の協力の下、学生と教職員を対象に総合防災訓練を行っている。

情報セキュリティ対策については、ネットワークに強力なファイヤウォールを設けており、全パソコンに常に最新のウイルス対策ソフトをインストールしている。FD・SD の一環として、毎年全教職員を対象にオンデマンドによる情報セキュリティ研修の受講を義務付けている。

キャンパスごとに衛生委員会規則を定め、委員会を設置している。委員会は月 1 回定期的に開催し、教職員の健康保持増進、ストレスチェックや施設設備の環境保持等について検討・協議し、委員会結果は教授会で報告している。

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における経営の規律と誠実性については、関連法令、寄附行為、学園諸規程及び本学諸規程に基づき、理事長及び学長のリーダーシップの下、適正に維持・運営できている。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為第 18 条に基づき理事長が招集し、理事・評議員の選任、寄附行為や学則等の重要な規程の改廃、法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、設置する各学校の学部・学科等の改組などの事項について、審議・決定している。また、学園全体の中期事業計画や各学校の将来計画、各学校が直面する課題などを協議するとともに、学生動向や教学に関する取組みなどの状況報告と意見交換も行っている。

寄附行為第 5 条において、役員は、理事 5 名以上 10 名以内、監事 2 名以上 3 名以内と定めており、第 8 条において、理事は、各学校の学長及び校長のうちから評議員会において選任した者 1 名以上 4 名以内、同じく評議員会において選任したもの 2 名以上 6 名以内で構成すると規定している。令和 8(2026)年 5 月 1 日現在、理事は 8 名、監事は 3 名となっている。令和 7(2025)年度の理事会は 3 回開催し、理事本人の出席率の平均は 79.2%であった。欠席時の意思表示・委任等については、事前に付議事項に係る資料を示した上で、各議案に対する賛成・反対や議決権の委任の有無を明示する形式を取っており、適切に対応している。

迅速な判断を要する課題等については、法人を代表して業務を総理する理事長において、各学校の現状及び課題等を把握しながら判断している。また、理事会機能の補佐体制としては「学校法人富山国際学園学内理事会議規程」に基づき、理事長ほか学園内理事等幹部職員で構成される「学園学内理事会議」を設置している。同会議は理事長が議長となり毎月 1 回開催し、機動的な意思決定や理事会における円滑な審議に向け、法人全体及び各学校の教学・経営に関する状況報告や検討を要する事項の審議、理事会へ提出する議題の整理・確認などを行っている。

なお、平成 29(2017)年に受審した前回認証評価において、「就業規則等の重要な規則の改正については、『学園学内理事評議員会議』だけでなく理事会での議決をもって実施するように改善を要する。」との指摘を受けたことから、平成 30(2018)年 3 月 19 日（月）開催の「学園学内理事評議員会議」において、重要な規則の制定、改正等は、今後理事会の議決をもって実施することを確認し、平成 30(2018)年 3 月以降開催の理事会から改善適用しており、令和 3(2021)年 7 月 13 日付けで改善報告書を提出し受理された。

②使命・目的の達成への継続的努力

毎年度定期的に理事会・評議員会を開催して、学園及び各機関の中期事業計画に基づき安定的な経営や教育研究の質的向上を図り、大学の使命・目的を実現するために継続的な努力を続けている。なお、学園の中期事業計画は、予め評議員会の意見を聴き、理事会で審議し、決定・公表している。

本学は、全学的な重要事項を審議する運営会議、教学に関する重要事項を審議する合同教授会、学部教授会及び各種委員会等を設置し、特に重要な事項については学園の理事会等でも審議・報告

して、これらの会議体における議論・審議結果に基づき、事業・業務を遂行している。

また、学園の中期事業計画に紐づく形で大学の中期的な計画及び行動指針を示したアクションプランを策定し、理事会に報告するとともに、年度別に実施状況を評価・検証し、PDCA サイクルの機能強化を図りながら大学の使命・目的の実現のために継続的に努力している。

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会を適切に機能させるとともに、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスを確保し、リーダーシップとボトムアップのバランスが取れた運営を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

法人の意思決定機関である理事会には、学長が理事として出席しており、本学からの議事提案や報告を行い、質問等に対応している。

また、学園学内理事会議を月 1 回開催しており、本学からは学長をはじめ運営会議の構成員が出席し、理事長、学園本部事務局長ほか各学校の幹部職員と重要案件や理事会提出議案等の確認と情報交換、意見交換を活発に行っている。

このように、教職員の提案などを汲み上げながら、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を図り、理事長がリーダーシップを発揮できる体制を整備している。

②評議員会と監事のチェック機能

監事は、寄附行為第 23 条に基づき、評議員会の決議によって選任している。

監事は、学園本部事務局長及び会計監査人と意見交換を行い、学園の業務、会計業務、財産の状況及び理事の職務の執行の状況を監査し、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

また、毎会計年度終了後 3 月以内に、前述の状況に関する監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するとともに、監事より学園の課題や検討事項等の指摘・要望が出されている。

評議員会の諮問事項について、寄付行為第 37 条第 2 項で掲げられた事項については、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないと定めている。これらには予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画など、私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに係る寄附行為の変更が含まれる。

なお評議員は、寄附行為第 5 条で 6 名以上 15 名以内と定め、その選任については第 32 条で明確に規定している。令和 7(2025)年 5 月 1 日現在、本法人の評議員総数は 15 名で構成されている。評議員会は、令和 7(2025)年度に 4 回開催し、本人出席率の平均は 65.1%であった。理事会と同様に、欠席時の意思表示・委任等については、事前に付議事項に係る資料を示した上で、各議案に対する賛成・反対や議決権の委任の有無を明示する形式を取っており、適切に対応している。

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【上の項目での記載内容再掲】理事会を適切に機能させるとともに、法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスを確保し、リーダーシップとボトムアップのバランスが取れた運営を行っている。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

学園では、安定的な財務基盤の確立のために、毎年度、前述の理事長による予算編成方針において、財政の健全化・安定化の必要性を確認するとともに、経常経費や人件費の削減、外部資金を含む収入確保の努力、事業効果の分析・検証とスクラップ＆ビルドなどを掲げ、収支均衡を原則とする予算編成を行っている。

本学においては、十数年続いた赤字状態から脱却するために経営改善努力を続けた結果、平成 25(2013)年度決算で黒字化を達成した。以後、スクラップ＆ビルドをはじめ支出総額を抑える努力を続けているほか、教育研究の活性化と経営基盤の強化を図るため、文部科学省の補助金獲得に努めている。

令和 6(2024)年度には、5 年間の外部資金獲得戦略を策定し、その一環として新たに寄附を恒常的に募集する仕組み（大学ウェブサイトでの募集ページ）を創設した。今後は、さらに税額控除対象法人の判定を目指して、寄附募集を行っていくこととしている。

また、文部科学省の令和 6 年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」事業に本学の戦略的経営改革計画「TUINS ホタルイカプロジェクト」を応募し、メニュー1「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」の対象として選定される運びとなった。（全国 111 校から応募があったなか、選定されたのは 45 校。同事業による本学への経常費補助金（うち特別補助金）の令和 6 年度交付額は、2,000 万円。）今後 5 年間の支援を受けながら、教育プログラムの構造転換や運営体制改革に取り組むこととしている。

令和 7(2025)年度には、本学が会員となっている大学等連携推進法人「一般社団法人学修評価・教育開発協議会」の会員校が連携し進めている戦略的経営改革計画「”スプーンの冷める距離”連携による教育機能の高度化と経営の効率化」が、文部科学省の令和 7 年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」事業において、メニュー 2「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」の対象として選定された。

文部科学省補助事業を除く過去 5 年間の主な事業の採択件数及び採択額は表 6-4-1 のとおりである。

表 6-4-1 外部資金獲得状況（文部科学省補助事業を除く）

内 容	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
科学研究費助成事業	17 件 6,652 千円	19 件 8,025 千円	17 件 7,430 千円	20 件 5,250 千円	22 件 5,050 千円	16 件 12,300 千円
富山県ひとづくり財団	6 件 2,288 千円	4 件 1,649 千円	7 件 3,260 千円	6 件 3,091 千円	5 件 3,072 千円	6 件 3,356 千円
富山第一銀行奨学財団	5 件 2,300 千円	4 件 2,000 千円	4 件 1,900 千円	5 件 2,000 千円	5 件 2,700 千円	7 件 3,000 千円
その他	6 件 15,743 千円	6 件 19,135 千円	6 件 23,942 千円	4 件 6,905 千円	5 件 9,710 千円	7 件 14,620 千円

②収支バランスの確保

こうした取組みの結果、本学は 10 年以上黒字状態を維持していたが、令和 7(2025)年度決算においては、本学単独の当年度収支差額は学納金収入の減少等により、94,766 千円の赤字となった。なお、経常収入に対する人件費比率 56.77%、教育研究経費比率 38.15%と適切な水準にある。しかしながら、法人全体の当年度収支差額としては 359,898 千円の赤字となっており、本学の令和 7(2025)年度入学生は定員充足率が 82.86%になるなど厳しい状況となった。

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園の中期事業計画において、5 年間の事業活動収支見込みを立てるとともに、毎年度、学生数と入学者数の実数に応じ収支見込みの見直しを行い、予算案と事業計画案を立案している。学園の収支状況は、収入では学納金と補助金、支出では人件費に大きく左右される。経常的経費の圧縮に取り組んでいるものの限界があることから、安定的な学生の確保と補助金等収入の獲得に努めている。

予算編成にあたっては、前年度秋に、理事長が学園の財務状況を踏まえた予算編成方針を決定して各学校に通知し、これに基づき、学長が大学としての予算編成基本方針を掲げ学内に通知している。本学においては、各部署が事業計画案及び予算案を作成したのち、学長と会計担当が各部署の長や担当教職員から直接ヒアリングを行い、一次査定を施した上で、大学としての予算要求内容を整え学園本部へ提出している。

学園本部は、毎年 12 月から 1 月に各学校から提出される事業計画案及び予算案を取りまとめ、ヒアリング、査定を経て最終案を編成し、年度末に開かれる理事会・評議員会に諮っている。理事会・評議員会において決定された事業計画及び予算は、学園本部から速やかに各学校に通知され、本学は事業計画及び予算に基づき、事業を適正に行っている。

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成 25(2013)年度以降十年間にわたり財政の収支均衡を確保してきたところであり、令和 7(2025)年度決算においては法人全体の当年度収支差額が赤字となったものの、安定した財政基盤の確立に向け、学生の確保や寄附金を含む外部資金の獲得に向け戦略を練るなど改善に取り組むこととしている。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

学園では、「学校法人会計基準」に基づき、「学校法人富山国際学園経理規程」及び「学校法人富山国際学園資産運用規程」を定めている。

本学では会計処理にあたり、事務部総務課において、予算、上記の基準及び規程に基づき複数段階の執行前チェックを行っており、特に外部資金（助成金等）の対象経費の確認が必要となる場合には、都度主催団体に連絡を取り可否等を判断するなど、適切かつ速やかに処理している。

また、執行状況を常時管理し、年度終盤の決算見込みにおいて当初予算から乖離の生じる事業については、学園本部事務局との協議を経て補正予算を編成し、理事会・評議員会の承認を得て対応している。

②会計監査の体制整備と厳正な実施

学園の経理処理は、①学校法人会計基準に準拠しているか、②私立学校振興助成法に準拠しているか、③「学校法人富山国際学園経理規程」等に則っているか、など公認会計士及び監事により多岐にわたり監査され、その都度助言等を受けている。

決算報告は、監事監査及び公認会計士の監査を経て、毎会計年度終了後2カ月以内（5月下旬まで）に理事会・評議員会に提出し、議決されている。この決算報告に合わせ、監事からは監査報告書の提出を行い、意見を述べている。また財務状況や監査報告書については、学園ウェブサイトにも掲載し、学外に公表している。

また、「学校法人富山国際学園内部監査規則」の規定に基づき、業務の管理運営、適応性及び有効性並びに制度、組織、規則等の妥当性に関する業務監査、予算執行手続、会計処理、財産管理及び事務の効率性、適応性に関する内部監査を実施している。令和6(2024)年度には、「科学研究費助成事業」について内部監査を実施し、適正に執行されていることが確認されている。

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

厳正な会計監査の下、会計処理を適正に行っている。

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

大学運営の基礎となる寄附行為や関係法令を遵守し、理事会が適切に開催されており、理事会を補完する意味で、学校法人富山国際学園学内理事会議を開催するなど、大学をはじめとして、法人の重要な案件は適切に審議されている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学は収入のほとんどが学納金や各種補助金に依存しており、学生数の増減が収支状況に大きな影響を与えることが、最大の課題である。不要不急の支出削減や事務の効率化に取り組むことはもちろん大切なことではあるが、収入の多角化を模索し、寄付金や新たな収入源を確保してい

く必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

収支改善を図るために、学生数の確保が最重要課題であることは言うまでもないが、本学では経常的な寄付金募集を行ってこなかった。令和 7(2025)年度から、個人の寄付者でもメリットの大きな税額控除法人としての認定を受けるため、学園が一体となって、寄付金の実績づくりに取り組んでいるところである。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会への貢献

A-1. 地域連携の体制の整備と地域貢献活動の実施

① 地域連携計画の策定と推進体制の整備

a) 地域連携計画の策定

本学は、その目的として「国際社会及び地域社会の発展に貢献できる人材を養成する」ことを定めている。

本学の学生は富山県内高校の出身者が約 9 割を占め、また富山県内の企業・事業所・学校・施設等への就職者も約 8 割で、地域密着性の高い大学となっている。そのため、「地域で学ぶ、地域に学ぶ、地域で育つ」を合い言葉に、以下のような具体的行動計画を定め、自治体をはじめ県内の企業・団体等との連携を強化してきた。

- ・県内自治体等との連携協定の締結・協議を促進し、連携事業を促進強化する。
- ・地域課題解決型テーマによる卒業研究を積極的に実施する。
- ・県民に役立つ、魅力ある講座を提供する。
- ・「地域社会出講プログラム」を実施する。
- ・学生参加による地域貢献事業を促進する。
- ・地域課題解決への共同研究、事業連携を推進する。

b) 地域連携の推進体制

<学内の推進体制>

地域社会との交流・連携を推進するため、「地域交流センター」を設置している。同センターは、「富山国際大学地域連携推進委員会規程」に基づいて業務を行っている。

<自治体等との連携>

本学キャンパスが富山市内に位置することもあり富山市とは早期から連携しており、平成 19(2007)年度に包括連携協定を、また平成 26(2014)年度に富山市教育委員会と「連携協力に関する覚書」（子ども育成学部）を締結した。

平成 27(2015)年度に富山県の南西に位置する南砺市と包括連携協定、平成 27(2015)年度に射水市教育委員会と「教育に関する連携協定」（子ども育成学部）、平成 28(2016)年度に高岡市との包括連携協定、さらには、平成 30(2018)年度に黒部市・黒部商工会議所との包括連携協定を締結した。

令和 7(2025)年度に富山県との包括連携協定を締結した。

富山県との連携としては、県民にも開放する寄附講義開催のための資金や富山県ひとづくり財団を通じた教育研究助成を受けている。

<企業及び諸団体との連携>

本学は、以下の団体の会員となり活動している。

富山商工会議所、一般社団法人全国保育士養成協議会、全国保育士養成協議会中部ブロック協議会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

また、個別企業との連携としては、株式会社インテック、株式会社富山第一銀行と包括連携協定を締結している。

＜他大学との連携＞

大学コンソーシアム富山に加盟し、富山県内の 7 高等教育機関で、教育研究等の連携を図りながら、以下のような連携事業を行っている。

単位互換科目の開設、県内企業訪問、学生による地域フィールドワーク研究助成、学生地域リーダー塾、高大連携セミナー、合同進学説明会、地域課題解決事業、大学連携講演、進学パンフレット作成

② 大学主催の地域貢献事業の実施

a) 「エクステンション・カレッジ」(市民講座、特別講演等)の開催

平成 24(2012)年度から地域における知の拠点として、本学の持つ知的資源を社会に還元するためにエクステンション・カレッジを開設している。

令和 7(2025)年度は、語学講座として英語(前期 10 人・後期 6 人)を開講し、延べ 16 人の受講があった。また、特別講演会を開催し、180 人の参加があった。

b) 自治体との協力による公開講座等の開催

富山県ひとづくり財団の助成を受けた公開講座・シンポジウムとして、平成 28(2016)年度から令和 7(2025)年度までの 10 年間に、14 件開催している。

表 A-1 富山県ひとづくり財団の助成を受けた公開講座・シンポジウムの実績

年度	事業名
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 28 年度上市町ふるさと町民学園・富山国際大学連携公開講座 「地域資源を活用した地域づくり～自然と共生したまちづくりへの提案～」
平成 29 年度 (2017 年度)	平成 29 年度 富山国際大学 現代社会学部経営情報専攻 地域連携講座 「地域産業資源の活用と経済発展 ～ 地域産業資源の有効活用と地域課題解決 ～ 」
平成 30 年度 (2018 年度)	富山国際大学現代社会学部－大邱大学校経商大学 学術交流国際シンポジウム
平成 30 年度 (2018 年度)	富山国際大学 現代社会学部 現代社会学科 英語国際キャリア専攻 公開講座 「英語国際キャリア専攻開設記念シンポジウム ～グローバルに活躍し地域に貢献する～」
令和元年 (2019 年度)	富山国際大学現代社会学部現代社会学科(観光専攻)によるシンポジウム 「北陸新幹線開業後の富山県の観光・魅力創造」
令和元年 (2019 年度)	「富山国際大学 30 周年記念プレイベント・海外渡航における危機管理セミナー」
令和 2 年 (2020 年度)	富山国際大学開学 30 周年記講演会 「富山から世界へ 一万葉集の魅力 世界に発信～」
令和 2 年 (2020 年度)	富山国際大学開学 30 周年記念シンポジウム 「デジタルトランスフォーメーション (DX) 時代における人材育成」
令和 3 年 (2021 年度)	富山国際大学 情報シンポジウム 「地域におけるデジタルトランスフォーメーション (DX) の進展に向けて」
令和 4 年 (2022 年度)	富山国際大学現代社会学部 公開シンポジウム 「カーボンニュートラル社会に向けた市民目線の SDGs」

令和 5 年 (2023 年度)	「北陸新幹線敦賀開業記念フォーラム」
令和 6 年 (2024 年度)	富山国際大学現代社会学部 国際シンポジウム 「国際紛争とナショナリズムーウクライナと韓国からの報告」
令和 7 年 (2025 年度)	富山国際大学現代社会学部 公開シンポジウム 「ヒアリでヒヤリ 生物多様性と人間社会」 フランス教育学会シンポジウム 「長期休暇からフランスの学校と社会を考える」

③ 地域社会からの要請に応える地域貢献活動の実施

a) 地域社会・教育関連施設への出講

平成 13(2001)年度から、地域社会や高校への出講プログラムを実施している。本学ウェブサイトの各教員紹介ページに教員の専門性に基づく出講テーマを掲載している。令和 7(2025)年度に自治体や教育関連施設等からの依頼により本学の教員が講演会等の講師として参画した延べ件数は、現代社会学部 24 件、子ども育成学部 153 件であった。

b) 行政に関わる組織、委員会、審議会等の理事・委員の派遣

自治体や教育関連施設等からの依頼により、各種委員会、審議会等の理事・委員に教員が就任している。令和 7(2025)年度の延べ件数は、現代社会学部 29 件、子ども育成学部 57 件であった。

A-1-④ 教員と学生の専門性を生かした地域連携活動の推進

a) 現代社会学部の地域連携活動

<北陸新幹線沿線地域のまちづくり協議会の活動>

北陸新幹線沿線地域のまちづくりに関わる産官学の実務家や研究者らが集い、各地の現状や取り組み、課題などに関する情報や知見を共有し、各地のまちづくりに生かすために、「北陸新幹線沿線連絡会議」を令和 4(2022)年 3 月に立ち上げた。Facebook 上での情報交換やオンライン会議を基本に活動しているが、令和 4(2022)年 3 月、令和 6(2024)年 2 月、令和 7(2025)年 3 月には広く参加者を募る形で富山市や上越市、敦賀市を会場にフォーラムを開催し、うち 2 回はオンラインで北は北海道から南は九州まで参加者を得た。また、各回ともメディアでも広く紹介された。

<観光資源維持を目的とする学生ボランティア活動>

本学の学生が県内有数の観光資源である「海王丸」の総帆展帆ボランティアに参加し、観光資源の保全に貢献している。同施設では、ボランティア参加者の高齢化や登録者数の減少が課題となっている。そこで、学生が主体的にボランティア参加し、地域の観光資源の保全と PR イベントのサポートに取り組んでいる。この活動が学生自身の多様な学びにもつながっている。

<田んぼを利用した酒米栽培からの日本酒造りプロジェクト>

耕作放棄の増えた田んぼを利用した日本酒造りプロジェクトを推進している。本学の教員と学生が、地元農業法人と酒蔵の協力を得て、富山県産酒米の栽培から醸造、商品化まで一連の日本酒製造プロセスを実施する。この活動を通じて学生はプロジェクト管理能力を含む多岐にわたるスキルを磨きながら、地元の文化と経済に貢献する高品質な日本酒を大学ブランドで出品している。

＜福祉のフリーマーケット（通称：ふくフリ）事業＞

経営情報専攻では立山町、立山町社会福祉協議会とともに福祉のフリーマーケット（通称：ふくフリ）事業を企画、運営した。この事業では遊休品を安価に提供するとともに、収益の一部を寄付として社会に還元している。経営情報専攻の学生は、この事業を通して企画から商品の調達、在庫管理、広報、販売、会計という一連の流れを体験し、経営を実践的に学んだ。

b) 子ども育成学部の地域連携活動

＜学生によるこども食堂の運営＞

原則毎月第4土曜日に「ちょっこ おいでま こども食堂キャンパス」を6年間開催してきた。コロナ禍でも活動を止めず、食事提供にとどまらない「プラスα」の活動にも取り組んできた。学内サークルとの共同企画により、工作キットやクイズなどのレクリエーションをはじめ、体育館を開放しての運動の提供、午前中に学習強化時間をつくる等、幼児から小学生まで多くのこどもたちの地域の居場所を創出している。

＜県内唯一の学域 BBS（非行少年等の立ち直り活動）＞

毎年7月、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」が、富山地方裁判所はじめ富山保護観察所、富山少年鑑別支所等、法務省の各関係機関参加の下で開催されている。本学の「SSW(School Social Worker)・BBS(Big Brothers and Sisters)研究会」は、平成29(2017)年度から継続して、研究会会員の学生らで関連イベントの運営補助等を行い、非行の防止や非行少年等の立ち直り活動の一翼を担っている。

＜富山市の生活保護受給世帯等への学習支援事業＞

平成24(2012)年度から富山市は、生活保護受給世帯並びに市内児童養護施設（愛育園・ルンビニ園）に入所している小中学生を対象に、「生活保護受給世帯等学習支援事業」を展開している。上述の「SSW・BBS研究会」も学習支援員として同事業に参画している。

＜小学校体育授業サポート＞

体育授業や運動支援に高い関心をもつ学生が集まり、小学校から依頼のあった授業単元の立案、効果的な運動指導法の研修などに取り組んでいる。これまで、陸上運動の「ハードル走」、水泳運動の「水遊び」、器械運動の「跳び箱運動」などの授業支援を実施してきた。子どもの体力・運動能力低下がさげられる現在、担任教諭1人では児童全員に目が行き届かないジレンマを抱える中で、この支援事業は教育現場から高評価を得ている。

＜「学外活動の時間」を活用した地域ボランティアの推進＞

1年次生に対して、基本的に前期は水曜午後、後期は木曜午後に通常の授業を組まず、学外の活動に参加できるようにしている。例えば、令和7(2025)年度には、富山市立呉羽小学校のクラブ活動に地域ボランティアとして70名を超える学生が登録し、クラブ活動を支援した。その他、富山県教育委員会の観察実験アシスタント等の派遣大学生として富山県内の小中学校でかつ活動している。

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の基本理念である「共存・共生の精神」に基づき、本学の学術活動や教育活動を資源としながら、地域連携の体制を整備し、地域社会の発展に貢献している。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生が教育現場との接点を持ち、小学校クラブ活動や観察実験アシスタントとして参画することによって、教育現場の実態を知ることができ、職に対する適性を考える機会となっているとともに、実践的な学びを得る機会となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生が地域活動に積極的に関与しているが、個人の熱意に差があり、継続性に課題がある。また、コーディネートする教員の業務負担を軽減しつつ、組織的・制度的な支援体制の整備が必要である。

成果が定量的・定性的に評価される仕組みが不十分であり、活動の振り返りや改善に活かすための評価指標の導入とフィードバック体制の構築が求められる。また、外部評価機関や地域ステークホルダーとの継続的な対話や評価の共有が限定的であり、第三者の視点を取り入れた客観的な評価と改善提案の受け入れ体制の強化が一層必要になる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

大学ウェブサイトで、学生の学修状況や地域との交流の姿を発信している。より地域との関係性が深まりやすい体制を整備し、成果を SNS やオンラインフォーラム等で発信していく。

学生が地域活動に参加しやすい時間割編成を実施している。さらに多くの学生が小学校クラブ活動に限らず、参画の機会を拡充していく。

地域住民とのワークショップやヒアリングを重視したプロジェクト設計を行っている。それを活かして、地域課題に即した卒業研究テーマの設定を促進していく。

V. 特記事項

＜東黒牧キャンパスの森づくりと自然環境を生かした教育・保育の展開＞

緑豊かな東黒牧キャンパスに、平成 18(2006)年度に学生と教職員の協働による「環境サークル」が発足し、「とやまの森づくりサポートセンター」「NPO 法人きんたろう倶楽部」、また「大和ハウス工業株式会社」の協力も得て森づくり活動を実施している。基本的には毎年春～秋に 3 回程度実施しており、令和 7 年度は 9 月 20 日にきんたろう倶楽部との森づくり活動 1 回を実施した。大和ハウス工業株式会社との森づくり活動は、都合により中止となった。

令和 3(2021)年度からは、「持続可能な社会」を探究する教育の推進等を目的に、富山国際学園福祉会（にながわ保育園・西田地方保育園）と連携して「森づくり」プロジェクトを開始した。子どもたちが安心して自然と触れ合える場の提供、保育園児やその保護者、福祉会職員と学生・教職員の協働による森づくり活動を行っている。令和 7(2025)年度は、にながわ保育園が 3 回、西田地方保育園が 3 回活動した。活動内容としては、森の散策や昆虫採集などが挙げられる。様々な動植物や自然とのふれあいの中で、近年幼児教育において重要視されてきている非認知能力を育むよい機会となっている。



VI. 法令等の遵守状況一覧 (R8 認証評価指定自己点検評価報告書様式)

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	【目的】 学則第 1 条で規定している。	1-1
第 83 条の 2	-	【専門職大学】 該当なし（本学は専門職大学ではない）	1-1
第 85 条	○	【学部設置】 学則（学部）第 2 条で規定している。	1-1
第 87 条	○	【修業年限】 学則（修業年限）第 10 条で規定している。	4-1
第 88 条	○	【大学入学時の単位認定】 学則（第 1 年次入学者の既修得単位の認定）第 26 条及び（科目等履修生）第 40 条の 2 で規定している。	4-1
第 88 条の 2	-	【専門職大学等入学時の単位認定】 該当なし（本学は専門職大学ではない）	4-1
第 89 条	-	【3 年以上の在学生卒業認定】 該当なし（早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 90 条	○	【入学資格】 学則（入学資格）第 13 条で規定している。	3-1
第 92 条	○	【教員配置】 学則（教職員）第 4 条及び学校法人富山国際学園職員組織規程、富山国際大学教員選考規程で規定し、適切に配置している。 【事務職員】 学則（事務組織等）第 3 条及び学校法人富山国際学園職員組織規程、同事務組織規程で規定し、適切に配置している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	【教授会の設置】 学則（教授会）第 6 条及び富山国際大学教授会規程で規定している。	5-1
第 104 条	○	【学位の授与】 学則（卒業）第 36 条及び（学士の学位授与）第 37 条、富山国際大学学位規程で規定し、学位の授与を行っている。	4-1
第 105 条	-	【学生以外を対象とした特別課程編成・修了プログラム】 該当なし（履修証明制度等は実施していない）	4-1
第 108 条	-	【短期大学】 該当なし（本学は短期大学ではない）	3-1
第 109 条	○	【自己点検評価・公表、認証評価受審】 学則（自己点検及び評価）第 1 条の 3 及び富山国際大学自己点検評価に関する規程及び同外部評価委員会規程で規定し、自己点検・評価の実施並びに認証評価を受信している。結果は、本学ウェブサイトで公開している。	2-2
第 113 条	○	【教育研究活動の状況公表】 本学ウェブサイトにて教育研究活動等の概要を公開している。	4-2
第 114 条	○	【事務職員】 学則（事務組織等）第 3 条で規定している。 【技術職員】 学則（教職員）第 4 条で規定している。	5-1 5-3
第 122 条	○	【高等専門学校からの編入学】 学則（編入学、転入学、再入学）第 17 条第 1 項第 2 号で規定している。	3-1
第 132 条	○	【専修学校からの編入学】 学則（編入学、転入学、再入学）第 17 条第 1 項第 4 号で規定している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	【学則に記載すべき事項】 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 学則第 1 章総則 第 5 節学年、学期及び休業日 第 7 条～第 9 条 学則第 2 章学部通則 第 1 節修業年限と在学年限 第 10 条 二 部科及び課程の組織に関する事項 学則第 1 章総則 第 2 節組織 第 2 条（学部） 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 学則第 2 章学部通則 第 3 節教育課程及び履修方法等 第 19 条～第 28 条 学則別表 1 と別表 2 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 学則第 2 章学部通則 第 3 節教育課程及び履修方法等 第 19 条～第 28 条 五 収容定員及び職員組織に関する事項 学則第 1 章総則 第 2 節組織 第 2 条（学部）～第 3 条（事務組織等） 学則第 1 章総則 第 3 節教職員組織 第 4 条（教職員） 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 学則第 2 章学部通則 第 2 節入学 第 12 条～第 18 条 学則第 2 章学部通則 第 4 節休学、転学部、留学及び退学第 29 条～第 35 条 学則第 2 章学部通則 第 5 節卒業、学位、教員免許状及び資格第 36 条～第 37 条 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 学則第 2 章学部通則 第 8 節入学検定料及び学費 第 44 条～第 52 条 学則別表Ⅲ 八 賞罰に関する事項 学則第 2 章学部通則 第 6 節賞罰 第 38 条～第 39 条 九 寄宿舎に関する事 該当なし	4-1 4-2
第 24 条	○	【指導要録】 学籍簿により管理し、富山国際大学個人情報保護に関する規程に基づき、適切に管理・運用している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	【懲戒処分】 学則第 39 条、富山国際大学学生の懲戒に関する規程、富山国際大学学生の不正行為にかかる取扱規程で規定している。	5-1
第 28 条	○	【備えるべき表簿】 以下の条項に係る表簿は、大学担当部署及び学園本部事務局に備えている。 一 学校に関係のある法令 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録 七 往復文書処理簿	4-2
第 143 条	○	【教授会の代議員会・専門委員会】 富山国際大学教授会規程第 5 条で専門委員会の設置について規定している。代議員会を設置する規定はない。	5-1
第 146 条	○	【大学入学時の単位認定】 学則（第 1 年次入学者の既修得単位の認定）第 26 条及び（科目等履修生）第 40 条の 2 で規定している。	4-1
第 147 条	-	【3 年以上の在学生卒業認定】 該当なし（早期卒業制度は設けていない）	4-1
第 148 条	-	【学校教育法第 87 条ただし書き対象学生在学期間】 該当なし（該当する学部等を設置していない）	4-1
第 149 条	-	【3 年以上の在学生卒業認定】	4-1

富山国際大学

		該当なし（早期卒業制度は設けていない）	
第 150 条	-	【入学資格】 学則（入学資格）第 13 条で規定している。	3-1
第 151 条	-	【飛び入学制度の運用】 該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 152 条	-	【飛び入学制度の点検・評価・公表】 該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 153 条	-	【飛び入学資格】 該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 154 条	-	【飛び入学資格】 該当なし（飛び入学制度は設けていない）	3-1
第 161 条	○	【短大からの編入】 学則（編入学、転入学、再入学）第 17 条第 1 項第 2 号で規定している。	3-1
第 162 条		【外国大学の日本校、国際連合大学からの転学】 学則（編入学、転入学、再入学）第 17 条で規定している。	3-1
第 163 条	○	【学年の始期・終期】 学則（学年）第 7 条及び（学期）第 8 条で規定している。	4-2
第 163 条の 2	○	【科目等履修生の学修証明書】 学則（科目等履修生）第 40 条の 2 及び富山国際大学科目等履修生規程に規定している。	4-1
第 164 条	-	【学生以外を対象とした特別課程編成・修了プログラム】 該当なし（履修証明制度等は実施していない）	4-1
第 165 条の 2	○	【DP・CP・AP】 学則（目的）第 1 条で各方針を定める旨を規定している。 本学ウェブサイトや学生便覧等で公表、周知している。 アセスメント・ポリシーも定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	【自己点検評価】 学則（自己点検及び評価）第 1 条の 3 及び富山国際大学自己点検評価に関する規程で規定している。	2-2
第 172 条の 2	○	【教育研究活動等の公表】 本学ウェブサイトで教育研究活動等の状況を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	【卒業証書（学位記）の授与】 学則（卒業）第 36 条及び（学士の学位授与）並びに富山国際大学学位規程で規定している。	4-1
第 178 条	○	【高等専門学校からの編入学】 学則（編入学、転入学、再入学）第 17 条第 1 項第 2 号で規定している。	3-1
第 186 条	-	【専修学校の専攻科】 該当なし（本学は専修学校ではない）	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	【趣旨】 大学設置基準、その他法令等を最低基準とし、基準以上で運営しその向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	【教育研究上の目的】 学則（学部の目的）第 1 条の 2 で規定している。	1-1
第 2 条の 2	○	【入学者選抜】 学則（目的）第 1 条第 2 項、（入学資格）第 13 条、（入学の出願）第 14 条、（入学者の選考）第 15 条、富山国際大学入試対策会議に関する規程、同アドミッション・オフィス設置要綱、及びアドミッション・ポリシーに基づき毎年	3-1

富山国際大学

		度作成・更新する富山国際大学学生募集・入学者選抜実施大綱に基づき、適切に運営している。	
第3条	○	【学部】 学則（学部）第2条、（事務組織等）第3条、（教職員）第4条で規定している。大学設置基準（基幹教員数）第10条も満たしている。	1-1
第4条	○	【学科】 学則（学部）第2条第2項で規定している。	1-1
第5条	○	【課程】 履修上の区分応じて、教職課程（小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状）、保育士養成課程、社会福祉士受験資格等取得のための課程、スクールソーシャルワーク教育課程を設置している。	1-1
第6条	-	【学部以外の基本組織】 該当なし（設置していない）。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	【教育研究実施組織等】 学則（事務組織等）第3条、（教職員）第4条で規定している。 学校法人富山国際学園職員組織規程及び事務組織規程、富山国際大学教員選考規程で規定し、教育研究実施組織・厚生補導組織・キャリア支援組織等を編成している。教員構成は、採用募集時に年齢等も配慮している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	【授業科目の担当】 教育課程上主要と認める授業科目は、原則専任教員が担当している。	4-2 5-2
第9条	○	【授業を担当しない教員】 該当なし	4-2 5-2
第10条 （旧第13条）	○	【基幹教員数】 専任教員数及び教授数は、大学設置基準別表第一、別表第二で定める必要数を満たしている。	4-2 5-2
第11条	○	【組織的な研修等】 学則（教育内容等の改善）第1条の4、総合学務センター委員会規程、戦略企画部規程で規定している。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	【学長の資格】 富山国際大学学長選考規則で規定している。適切に選考している。	5-1
第13条	○	【教授の資格】 富山国際大学教員選考規程（教授の資格）第4条で規定している。遵守している。	4-2 5-2
第14条	○	【准教授の資格】 富山国際大学教員選考規程（准教授の資格）第5条で規定している。遵守している。	4-2 5-2
第15条	○	【講師の資格】 富山国際大学教員選考規程（講師の資格）第6条で規定している。遵守している。	4-2 5-2
第16条	○	【助教の資格】 富山国際大学教員選考規程（助教の資格）第7条で規定している。遵守している。	4-2 5-2
第17条	-	【助手の資格】 該当なし（助手に関する規定は設けていない）	4-2 5-2
第18条	○	【収容定員】 学則（学部）第2条第2項、（編入学、転入学、再入学）第17条で規定している。	3-1
第19条	○	【教育課程の編成方針】 学則（目的）第1条第2項で3つの方針を定めることを規定し、定めている。教育課程編成・実施の方針及び学則第2章 学部通則 第3節 教育課程及び履修方法等 で教育課程の編成について規定している。教育課程表は、別表により明記している。	4-2
第19条の2	○	【連携開設科目】 一般社団法人学修評価・教育開発協議会が文部科学大臣より大学等連携推進法人として認定され、連携開設科目を開設。学則（連携開設科目）第19条の2、（連携開設科目に係る単位の認定）第24条の2及び富山国際大学連携開設科目規程で規定している。	4-2
第20条	○	【教育課程の編成方法】	4-2

富山国際大学

		学則（教育課程の編成）第 20 条で規定している。別表により明記している。	
第 21 条	○	【単位】 学則（授業科目及び単位数）第 21 条、（単位計算方法）第 22 条で規定している。別表により明記している。	4-1
第 22 条	○	【一年間の授業期間】 学則（授業期間）第 23 条で規定している。遵守している。	4-2
第 23 条		【各授業科目の授業期間】 学則第 7 条及び第 8 条に規定し、学年暦で適切な期間を単位として授業を実施している。	4-2
第 24 条	○	【授業行う学生数】 各授業において十分な教育効果が上げられるように、適正な人数となるよう、クラス数や教室を設定している。	4-2
第 25 条	○	【授業の方法】 学則（授業の方法）第 19 条の 3 で規定している。遵守している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】 成績評価基準は、学則（成績）第 27 条及び学部「授業科目の履修に関する規程」で規定している。授業計画と目的、方法や内容、評価の基準等は、シラバスで明記している。卒業認定は、学則（卒業に必要な単位数）第 28 条、（卒業）第 36 条で規定している。	4-1
第 26 条	-	【昼夜開講制】 該当なし（昼夜開講制は設けていない）	4-2
第 27 条	○	【単位の授与】 学則（単位計算方法）第 22 条、（単位の授与）第 24 条で規定している。	4-1
第 27 条の 2	○	【履修科目の登録の上限】 学則（卒業に必要な単位数）第 28 条及び各学部の授業科目の履修に関する規程（授業科目の履修登録）第 7 条で規定している。授業科目の履修に伴う総合的な成績評価の指標の活用にかかる履修可能単位の取扱規程で上限を超えて履修科目の登録を認めている。	4-2
第 27 条の 3	○	【連携開設科目に係る単位の認定】 学則（連携開設科目）第 19 条の 2、（連携開設科目に係る単位の認定）第 24 条の 2 及び富山国際大学連携開設科目規程で規定している。	4-1
第 28 条	○	【他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等】 学則（他大学等における授業科目の履修等）第 25 条で規定している。	4-1
第 29 条	○	【大学以外の教育施設等における学修】 学則（大学以外の教育施設等における学修）第 25 条の 2 で規定している。	4-1
第 30 条	○	【入学前の既修得単位等の認定】 学則（第 1 年次入学者の既修得単位の認定）第 26 条で規定している。	4-1
第 30 条の 2	-	【長期にわたる教育課程の履修】 該当なし（長期履修制度は設定していない）	4-2
第 31 条	○	【科目等履修生等】 学則（科目等履修生）第 40 条の 2 で規定している。	4-1 4-2
第 32 条	○	【卒業の要件】 学則（卒業に必要な単位数）第 28 条及び（卒業）第 36 条で規定している。	4-1
第 33 条	-	【授業時間制をとる場合の特例】 該当なし（医学又は歯学に関する学科は設置していない）	4-1
第 34 条	○	【校地】 教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	3-5
第 35 条	○	【運動場等】 運動場や体育館、テニスコート等を設置している。	3-5
第 36 条	○	【校舎】 教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有している。	3-5
第 37 条	○	【校地の面積】 校地面積は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 37 条の 2	○	【校舎の面積】 校舎面積は大学設置基準を満たしている。	3-5
第 38 条	○	【教育研究上必要な資料及び図書館】	3-5

富山国際大学

		図書館を設置しており、教育研究上必要な資料（図書、学術雑誌等）の収集・整理を行うとともに、資料の提供などは他大学の図書館等と連携している。専門職員（司書）を配置している。	
第 39 条	-	【付属施設】 該当なし（該当する学部又は学科を設置していない）	3-5
第 39 条の 2	-	【薬学実も実習に必要な施設】 該当なし（薬学に関する学部・学科を設置していない）	3-5
第 40 条	○	【機械、器具等】 学部・学科に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 40 条の 2	○	【二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備】 それぞれの校地に教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 40 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 教育研究上の目的を達成するため、毎年度、必要な予算を確保し、教育研究環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	【大学等の名称】 大学名、学部名、学科名は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	-	【学部等連係課程実施基本組織に関する特例】 該当なし（学部等連係課程を設置していない）	4-2
第 42 条	-	【専門職学科とする学科等】 該当なし（専門職学科を設置していない）	1-1
第 42 条の 2	-	【専門職学科に係る入学者選抜】 該当なし（専門職学科を設置していない）	3-1
第 42 条の 3	-	【実務経験等を有する期間教員】 該当なし（専門職学科を設置していない）	5-2
第 42 条の 4	-	【専門職学科に係る教育課程の編成方針】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 5	-	【教育課程連携協議会】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2 5-1
第 42 条の 6	-	【専門職学科の授業科目】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 7	-	【専門職学科に係る授業を行う学生数】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-2
第 42 条の 8	-	【入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 9	-	【専門職学科に係る卒業の要件】 該当なし（専門職学科を設置していない）	4-1
第 42 条の 10	-	【実務実習に必要な施設】 該当なし（専門職学科を設置していない）	3-5
第 43 条	-	【共同教育課程の編成】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-2
第 44 条	-	【共同教育課程に係る単位の認定】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-1
第 45 条	-	【共同学科に係る卒業の要件】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-1
第 46 条	-	【共同学科に係る基幹教員数】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-2 5-2
第 47 条	-	【共同学科に係る校地の面積】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-5
第 48 条	-	【共同学科に係る校舎の面積】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-5
第 49 条	-	【共同学科に係る施設及び設備】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-5
第 49 条の 2	-	【工学に関する学部の教育課程の編成】 該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 3	-	【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2
第 49 条の 4	-	【課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数】 該当なし（工学に関する学部を設置していない）	5-2

富山国際大学

第 58 条	-	【地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例】 該当なし	1-1
第 59 条	-	【外国に設ける組織】 該当なし（外国に学部、学科その他の組織を設けていない）	3-5
第 61 条	-	【その他の基準】 該当なし（大学院は設置していない）	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	【学士の学位授与の要件】 学則（学士の学位授与）第 37 条及び富山国際大学学位規程で規定している。	4-1
第 2 条の 3	-	【専門職大学が授与する学位の授与の要件】 該当なし（専門職大学ではない。）	4-1
第 10 条	○	【専攻分野の名称】 学則（学士の学位授与）第 37 条及び富山国際大学学位規程で規定している。	4-1
第 10 条の 2	-	【共同教育課程に係る学位授与の方法】 該当なし（共同教育課程は編成していない）	4-1
第 13 条	○	【学位規程】 学位に関し必要な事項を学則（卒業）第 36 条及び（学士の学位授与）第 37 条 及び富山国際大学学位規程で規定している。 （学則第 2 章学部通則第 3 節教育課程及び修方法等、第 5 節卒業、学位、教員 免許状及び資格で規定している。） 学則を変更した場合は、文部科学省に届け出を行っている。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	【特別の利益供与の禁止】 当該法令を遵守し、法人及び大学関係者に対して、特別の利益供与が行われな いよう厳正に対応している。	6-1
第 27 条	○	【寄附行為の備置き及び閲覧等】 寄付行為（財産目録等の備置き及び閲覧等）第 67 条に基づき、常時事務所に備 え、請求があった場合には閲覧に供している。	6-1
第 29 条	○	【理事選任機関】 寄付行為（理事選任機関）第 7 条で規定している。	6-2
第 30 条	○	【理事の選任等】 寄付行為（理事の選任）第 8 条で規定している。	6-2
第 31 条	○	【理事の資格及び構成】 寄付行為（理事の資格及び構成）第 9 条で規定している。	6-2
第 36 条	○	【理事会の職務等】 寄付行為（理事の職務）第 15 条で規定している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条		【理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事】	6-1 6-2
第 39 条	○	【理事の報告義務等】 寄付行為（理事の報告義務）第 17 条で規定している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	【理事会の議事録】 寄付行為（議事録）第 22 条で規定している。	6-2

第 45 条	○	【監事の選任等】 寄付行為（監事の選任）第 23 条で規定している。	6-3
第 46 条	○	【監事の資格】 寄付行為（監事の資格）第 24 条で規定している。	6-3
第 52 条	○	【監事の職務】 寄付行為（監事の職務）第 29 条で規定している。	6-3
第 54 条	○	【評議員会に提出する議案等の調査義務】 寄付行為（調査権限等）第 30 条で規定している。	6-3
第 55 条	○	【理事会及び評議員会への出席義務当】 寄付行為（監事の職務）第 29 条で規定している。	6-3
第 56 条	○	【理事会等への報告】 寄付行為（監事の職務）第 29 条で規定している。	6-3
第 61 条	○	【評議員の選任等】 寄付行為（評議員の選任）第 32 条で規定している。	6-3
第 62 条	○	【評議員の資格及び構成】 寄付行為（評議員の資格）第 33 条、（評議員会の構成）第 36 条で規定している。	6-3
第 66 条	○	【評議員会の職務等】 寄付行為（評議員会の職務等）第 37 条で規定している。	6-3
第 78 条	○	【評議員会の議事録】 寄付行為（議事録）第 47 条で規定している。	6-3
第 80 条	○	【会計監査人の選任等】 寄付行為（会計監査人の選任等）第 49 条で規定している。	6-3 6-5
第 86 条	○	【会計監査人の職務等】 寄付行為（会計監査人の職務等）第 54 条で規定している。	6-5
第 99 条	○	【予算及び事業計画】 寄付行為（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）第 56 条で規定している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	【役員及び評議員に対する報酬当】 寄付行為（役員及び評議員の報酬）第 57 条で規定している。	6-2 6-3
第 103 条	○	【計算書類等の作成及び保存】 寄付行為(事業報告及び決算)第 66 条で規定している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	【計算書類等の監査等】 寄付行為(事業報告及び決算)第 66 条第 1 項で規定している。	6-2 6-5
第 105 条	○	【計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等】 寄付行為(事業報告及び決算)第 66 条第 2 項で規定している。	6-3
第 106 条	○	【計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等】 寄付行為(財産目録等の備置き及び閲覧等)第 67 条で規定している。	6-1
第 107 条	○	【財産目録等の作成、備置き及び閲覧等】 寄付行為（財産目録等の備置き及び閲覧等）第 67 条で規定している。	6-1
第 108 条	○	【寄付行為の変更】 寄付行為（寄付行為の変更）第 69 条で規定している。	6-1
第 144 条		【会計監査人の設置の特例】	6-5
第 145 条		【常勤の監事の選定の特例】	6-3
第 146 条		【理事の構成及び報告義務の特例】	6-2
第 148 条	○	【体制の整備及び中期事業計画の作成等】 寄付行為（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）第 56 条で規定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	【情報の公表の特例】 寄付行為(情報の公開)第 73 条で規定している。	6-1